

第十九回 参議院大蔵委員会會議録第二十二号

昭和二十九年三月二十二日(月曜日)午後二時三十分開会

委員の異動

三月十九日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として菊川孝夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事 藤野 繁雄君

委員

青柳 秀夫君

委員

岡崎 眞一君

委員

木内 四郎君

委員

白井 勇君

委員

山本 米治君

委員

土田 國太郎君

委員

前田 久吉君

委員

野溝 勝君

委員

東 隆君

委員

堀木 鎌三君

委員

小笠原三九郎君

委員

大蔵大臣

委員

大蔵政務次官

委員

大蔵省主税局長

運輸省港務局長 黒田 静夫君

説明員

大蔵省主税局長 木谷 忠義君

本日会議に付した事件

○冬期積雪地域における予算繰越の特例に関する法律案(東隆君外七名発議)

○経済援助資金特別会計法案(内閣送付)

○外国為替銀行法案(内閣提出)

○関税法案(内閣提出)

○関税定率法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

冬期積雪地域における予算繰越の特例に関する法律案を議題といたしまして、提案者より提案理由の説明を聴取いたします。

○東隆君 只今議題となりました冬期積雪地域における予算繰越の特例に関する法律案の提案理由を申し上げます。

御承知のように北海道及び冬季雪の深く積る地域におきましては、おおよそ十一月頃から翌年三月末頃までの間は、寒気、積雪又は荒天のため、土木工事その他の屋外工事は殆んどできな

いか、又はできても非常に工費がかさむのが常の状態であり、従つて、でき得れば、このような時期には屋外の土木工事等を行うことをやめ、四月頃から十月頃までの工事適期にできるだけ工事を進行せしめるようにすること

が合理的であり、又、経済効果も多いのであります。

ところが予算の執行状態を見ますと、予算の配賦が遅れるのが常であるばかりでなく、前年度の繰越明許費の繰越も、その手続の面倒さから年度当初の間に合わず、ために工事を最も効果的に実施し得る四月乃至六月の候を空しく過ごしてしまふのが例であります。

かくて、北海道その他冬季雪の多い地域においては、工事を実施し得るのは、僅かに三、四月に過ぎないこととなるのであります。殊に災害等による補正予算の成立は、通常、九月以降となり、配賦はそれより更に遅れることとなるので、實際上当該年度においては災害復旧工事を進行することができず、更に、翌年度への繰越が遅れる結果、災害復旧工事等については支障が非常に多いのであります。そのため単作地帯であるこれらの地域では、農作物の作付は、その時期を失ふることとなるような実情にあるのであります。

もつとも、最近において繰越明許費の繰越手続をだん／＼簡単にし、又、予算の配賦も早く行かうに努めつつあるようではありますが、予算の繰越の承認を、必ずしも四月初めから工事が行えるようにされるには限らず、又、予算の配賦も、殊にこの頃のようにに政情不安の状態では、三月末までに一般予算が成立することさえ不確定でありますから、必ずしも、四、五月頃の工事適期までに行われようとは限らないのであります。若し、そういうこと

になりますと、先にも述べましたように、その年度の工事実施期間は極めて短く、殊に農業関係の工事については、その経済効果をその年度に受けることができないこととなるのであります。

このよう不合理な状態をなくするために、北海道その他冬季積雪のため土木工事その他の工事を進行することが著しく困難な地域において実施せられる事業に充てるための繰越明許費で大臣の指定するものについては、その繰越をするに付いて、財政法第四十三条に規定する大蔵大臣の承認を経ることを要しないこととし、単に事項ごと

にその金額を明らかにして大蔵大臣及び会計検査院に通知することを以て足ることとしようとするのが、この法律案を提出した理由であります。

何とぞ慎重御審議の上速かに可決されましよう御願ひいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 特にこれについて、政府側から何か意見があれば、この際、聴取いたします。

○政府委員(佐藤一郎君) 只今御提案に接しました点は、財政制度の観点から見ますと、非常なる大改革でございまして、政府としては勿論重大な関心を持つておるところでございます。勿論只今お話をございましては、積雪寒冷地帯における公共事業等の事業の執行がいわゆる気候的の制限に災

いされまして、とかく円滑を欠いてい

るという実情は、私も誠に御同感申上げておるところであります。従来これについては、いろいろな考え方が種

種なされて参つたわけであります。それで、そういうような弊害を、できるだけ一面において除きたいという気持ちを又我々も持つておるのでございま

す。ただその調整の仕方が余り制度の根本的な改正に及らなかつた、種々の方面にも影響を来して参る虞れがございまして、私も、私どもいたしましては、只今の御提案は、一面において積雪寒冷地の事業を円滑に執行する上において、極めて適切であると思つてございまして、他の面についての多少問題が生ずる虞れもございまして、もう少し他の方法によつて御考慮をお願いできたらと、こう思つてござい

ます。その理由を申し上げますと、御承知のように我が会計制度におきましては、いわゆる会計年度を一年間としておるわけでございまして。それで、会計年度を一年間とするという大原則は、何と申しましたも長い間の確立した原則でございまして。これに対しては、会計法上、財政法上、それでは相済ない場合も考慮いたしまして、或る程度の例外は認めてございまして。継続費、国庫債務負担制度その他の制度を初め

といたしまして、繰越の制度も又その例外の一つになつておるわけでござい

ます。特に繰越明許の制度は或る意味におきまして会計年度が二カ年度になつておるという性質を多分に持つておるのでございまして。その既存の制度によつて、できるだけ円滑に運営いたして参りたいと思つておるのでありま

す。

種なされて参つたわけであります。それで、そういうような弊害を、できるだけ一面において除きたいという気持ちを又我々も持つておるのでございま

す。ただその調整の仕方が余り制度の根本的な改正に及らなかつた、種々の方面にも影響を来して参る虞れがございまして、私も、私どもいたしましては、只今の御提案は、一面において積雪寒冷地の事業を円滑に執行する上において、極めて適切であると思つてございまして、他の面についての多少問題が生ずる虞れもございまして、もう少し他の方法によつて御考慮をお願いできたらと、こう思つてござい

ます。その理由を申し上げますと、御承知のように我が会計制度におきましては、いわゆる会計年度を一年間としておるわけでございまして。それで、会計年度を一年間とするという大原則は、何と申しましたも長い間の確立した原則でございまして。これに対しては、会計法上、財政法上、それでは相済ない場合も考慮いたしまして、或る程度の例外は認めてございまして。継続費、国庫債務負担制度その他の制度を初め

といたしまして、繰越の制度も又その例外の一つになつておるわけでござい

ます。特に繰越明許の制度は或る意味におきまして会計年度が二カ年度になつておるという性質を多分に持つておるのでございまして。その既存の制度によつて、できるだけ円滑に運営いたして参りたいと思つておるのでありま

す。御承知のように、繰越をいたしまし際に大蔵大臣の承認を得ることに従来なつておりますが、これについては、一体なぜ大蔵大臣の承認が必要であるかという問題があるわけでございませう。御承知のように、毎年度繰越をいたします際には、その財源と共に次の年度に合せて繰越することになるのであります。一体、繰越ということとは制度の上から認められてはおりますけれども、本来或る一年度に経費を使へ、こういふことをやはり前提にして予算が全体として認められておる。であるからして、できる限り努力をして、一年間に使うようにやはり努力をしなければならぬ、こういうことが前提になつておるわけであります。勿論必ずしも行政上の怠慢であるとかそういうことによらないものも、止むを得ない事情のものもあるものであります。中にはやはり行政上の措置が必ずしも適切に進められなかつたということのために、一年間に使い切れなくて、どうしても繰越しなければならぬという場合もあります。それで、そういうふうな場合に、繰越しなされるべき財源を削つてもその歳入欠陥に充てなければならぬ。租税収入その他の何らかの国の収入というものが予定通りに入つて参らないという場合には、その欠陥を先ず補つて、而も財源に余裕がある場合においてのみ、翌年度に財源を繰越して事業を繰越すことを認めると、こういうことであります。これは勿論そう常にあることではございません。できただけ財政の運営を適切にいたして、そういう事態を避けなければならぬのであります。併しながら絶対にならぬということも保証できないのであります。できるだけ費用を繰越すのに、

知のように、政府には毎年剰余金というものが出るのでございますが、これらはいずれも、いわゆる予算に一応積算いたしましてけれども、実行の結果不用となつたものであります。ところが全然、承認、不承認をいたしませんと、当然不用となる、即ち剰余金となつて出て来るべきはずの経費が、とか繰越となつてそのまま使われるという虞れが出て参ります。即ち、こうした広い制度を認めます場合には、結局極めて便乗されるという虞れが一面に出て参るのであります。政府といたしましては、必ずしも繰越すところまで行かなくともよろしい、不用に立ててよろしいというものはないわけではございません。それから又非常に特殊な場合でございしますが、これは景気不景気によつて非常に違つて参りますが、経済界が非常に不況になつて参りましたような場合には、しばしばいわゆる歳入欠陥の問題が起つて参るのであります。そういう歳入欠陥を生ずるというふうな場合には、先ず繰越すべき財源を削つてもその歳入欠陥に充てなければならぬ。租税収入その他の何らかの国の収入というものが予定通りに入つて参らないという場合には、その欠陥を先ず補つて、而も財源に余裕がある場合においてのみ、翌年度に財源を繰越して事業を繰越すことを認めると、こういうことであります。これは勿論そう常にあることではございません。できただけ財政の運営を適切にいたして、そういう事態を避けなければならぬのであります。併しながら絶対にならぬということも保証できないのであります。できるだけ費用を繰越すのに、

いわゆる便乗を排するとか、或いは只今申上げたような事態にも対処する、と、そして本来の目的であるところの年度内にできるだけ予算を有効に使うという趣旨を貫徹するためには、どうしても大蔵大臣の承認を得ると、こういう建前だけは私どもとしましては願ひたくな。殊に積雪寒冷地の範囲というものは、これは、ものによつては異なりますが、甚だ相対的なものでございまして、実は予算の実行につきましては、必ずしもいわゆる積雪寒冷地帯の事業だけでなく、その他にも種々問題がございまして、これを積雪寒冷地帯に限りまして、現に寒冷地手当等においても相当さういふ例がございしますが、だん／＼抵がる傾向がございします。そのほかの事業で、やはり執行を円滑にするという面だけを強調されて、そうしてできるだけこうした例外を拡大して行くという傾向になつて参る虞れがないとは保証がたいと思つて参ります。万／＼さういふことになりますと、いわゆる会計年度の原則というものは根本から崩れがちなことになる。という虞れもございします。で、私どもといたしましては、そういう重大な内容を持つておられます御提案でありますから、できましたら大蔵大臣の承認を省略する、この点だけは一つ御勘弁をお願いしたい、こう思つたのであります。尤も先ほども申し上げたように、然らば現状を放つておいてよい、かといふことについては、勿論私どももできるだけの対策を考えたい、こう思つておられます。それで今回また提案になつておられます、極く最近に御提案いたす予定になつておられますが、財政法、会計法の一部を改正いた

したい、こう思つておられます。その内容の中心はこの繰越制度でございませう。従来、繰越制度について非常に非難のあつた一つの理由は、大体において承認が、年度が終つてから、即ち三月三十一日が過ぎてからその承認がなされることである。併しなから、なぜその承認がそういう事態になるかと申しますと、結局要求する側におかれても年度を過ぎてから出されるのであります。これは即ち金額の実績が確定いたしませんと、幾らの金額を確定的に繰越すかということがわからぬわけでありませう。その結果として、結局三月三十一日の実績の数字というものを確定に把握いたしまして、然る後に大蔵大臣に繰越の承認を得るために、大蔵大臣がそれを承認するために暫らくの日数を要する関係で、更にそれが遅れる。そこで例えば三月三十一日から四月或いは五月の半ばまで、一カ月、一カ月の空白がそこに出て来て、御迷惑を相かけておると、こういうことになるのであります。その弊害を除くには、いわゆる繰越の承認を事前にやると、年度のうちに、即ち二月とか、早い場合には一月の末とか、そういうときに繰越の承認をしておきますれば、三月三十一日から四月一日に年度が変る際にも何ら支障なく事業を執行することができるのであります。今回の改正におきましては、結局できるだけ年度のうちに、即ち十分事前のうちに承認ができるようにいたしたい、こう思つたのであります。それで、そのためには、結局繰越した額は、繰越した以上は無条件で以て翌年度の予算といたしたい。併しなからその承認は事前に行つて、こういふふう

に二つに分けたらと思つたのであります。ちよつとおわかりにくいと思いますが、三月三十一日に確定した金額を繰越すと、こういう従来の制度がございします。この繰越した金額は、翌年度の、例えば二十九年度の予算の配賦があつたものとみなすと、こういう財政法の規定がございします。その関係で、翌年度の予算の配賦があつたと同様になすためには、はつきりと金額が確定していなければならないという従来の解釈でありました。それを変えまして、例えば一千万円を二月の中旬に繰越の承認をいたします。一千万円の承認をいたしたところから、実際問題といたしましてはそのうちで八百五十万円で三月から四月に繰越せば足りると、そうすると前の一千万円の範囲内において八百五十万円の承認を与えまして場合にございましては、八百五十万円で二十九年度の予算とみなされると、こういうふうな規定を書きたい。従来といたしまして、承認した一千万円そのまゝが即ち翌年度の予算になる、こういう仕組になつておつたのであります。従つて一千万円というものは三月三十一日までにはな／＼確定できない。いはば制度そのものに甚だ無理がございまして、この繰越制度の無理を改めたい、こう思つたのであります。なお従来の繰越制度におきましては只今の例で申しまして、一千万円の繰越をいたそうとします場合に、その年度内に行われる、更に元の一千万円があつたといひますと、別々の契約をいたさなければならなかつたのであります。それを今回は年度内において、即ち二十八年度のうちに於いて二十九年度に繰越すべき金額を併せて契約

することができ、即ち契約を一本で
以てできるようにしたい、こういうふ
うに考えております。これはいわゆる
国庫債務負担行為にや類する制度で
ありまして、非常に大きな例外的な制
度を認めることになるのであります
が、併し繰越制度を円滑にするために
はこの程度の大きな例外を認めざるを
得まいという趣をきめまして、今回実
は御提案を申し上げたい、こう思つてお
るのであります。従来は折角繰越の承
認を得ましたものの、二十九年度に亘
る分については二十九年度に別に契約
をし、二十八年度の分と別々の契約で
行なつておる。これは甚だ不便でありま
したから、これらを併せて一括して一
本の契約にすることにしたい、という
う提案を考えておるのであります。

それから又従来の財政法、会計法の
建前から申しますと、いわゆる大蔵大
臣が直接に承認するという建前になつ
ておりました。従いましてそれらの承
認の受理というものは必ず中央まで参
つたのであります。これについても
勿論ものによるのであります。原則
として一番現場の事情を承知している
各財務局その他の支局にこの権限を委
任したい、法律にそういう規定を設け
たい。そう思つております。従来から
繰越承認がとくく書面審査になり勝ち
の弊害がございましたので財務局の意
見を徴して、中央では実際上の審査を
いたして参りましたが、更に一歩進め
まして、地方において直接に相手方の
地方の部局と相談をいたしまして、そ
うして繰越承認をその現場においてで
きるようにしたい、こういうよう
に考えております。以上の先ず繰越承
認を、三月三十一日になる前に以前に

承認をするような基礎を作る。それか
ら今度はその承認を得たのちにおいて
契約をする。翌年度の分も併せて一本
で契約し得るようにする。そうして繰
越承認は、承認の行為を各地方の部局
において、中央まで持つて来ないで直
接に許可し得る。こういうような大き
な意味の三点について改正をいたした
い。こういうふうに考えております。

なお承認については、積雪寒冷地の経
費につきましては、原則として繰越明
許をするという予算措置をいたしまし
て、それからなおものによりましては、
いわゆる包括承認という制度がござい
ます。一つ一つの承認を一々するといふ
ことでなく、或る程度まとめて権限
を認めてしまふという、いわゆる承認制
度のやり方によりましては、細かいもの
を一々個々に承認するといふ方法を
避ける途もないわけではございませ
ん。これらの財政法、会計法の改正並
びにその運用の工夫によりまして、只
今の提案の目的とする趣旨に副する
にいたしたい、こう政府としては十分
考えておる次第であります。従いまし
て、只今申上げましたように、いわゆる
大蔵大臣の承認をやめるといふ問題は、
他にも甚だ波及する虞れがあり、若しそ
れが一般化する場合には、非常に
困難な状況に相成りますので、でき
るだけその趣旨を御了解願ひしたい、
こう思つておるわけでございします。

○委員長(大矢半次郎君) 今御説明の
ありました、用意する法案といふもの
は、いつ頃迄提案する見込みですか。
○政府委員(佐藤一郎君) 明日くらい
になるうかと思ひますが、明日、明後日
には提案いたす予定をしております。
○委員長(大矢半次郎君) ちよつと速
記をとめて。

記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ
て下さい。都合によりまして、本案に
対する質疑は次回に譲ります。

○委員長(大矢半次郎君) 次に経済援
助資金特別会計法案(予備審査)を議題
といたしまして、提案理由の説明を聴
取いたします。

○政府委員(植木庚子郎君) 只今議題
となりました経済援助資金特別会計法
案につきまして、提案の理由を御説明
申し上げます。

政府におきましては、このたびアメ
リカ合衆国政府との間に締結いたしま
した経済的措置に関する日本国とアメ
リカ合衆国との間の協定を本国会に提
出したしまして御承認を求めているの
であります。本協定に基いて、米國
余利農産物購入の見返の円資金のう
ち、本邦の工業の助成その他経済力の
増強に資する目的のためにアメリカ合
衆国政府から贈与される金額を以て、
新たに、経済援助資金を設け、その
資金に關する経理を明確にするため、
特別会計を設けることが適當であると
考えられますので、本特別会計法案を
提出いたしました次第であります。

次に、本特別会計法案の内容につい
て簡単に説明いたします。経済援助
資金は、前述の贈与円資金及び資金の
運用収益金を以て充て、工業の助成
その他本邦の経済力の増強に資するた
め必要な費途にこれを運用又は使用す
ることとし、又本特別会計は、贈与円の
受入金、運用資金の回収金、運用収益金
等を歳入とし、資金の運用又は使用のた
めの支出金を歳出としてその経理を行

うこととしたのであります。
以上が、この法律案を提出いたしま
した理由であります。何とぞ御審議の
上、速かに御賛成あらんことをお願い
いたします。

これは第八突堤の工事と関連いたし
まして、昔、貯木場でありましたところ
を埋立の工事をしたところの地域でござ
いまして、工事は昭和七年に起工を
されまして、途中、戦争等の関係で一
時中止に相成つておりました。現在に
おきましては、臨港鉄道でありました
道路等を除きましてはほぼ完成の域に
達しておるというふうに聞いておりま
す。これらの施設及び道路は、完成を
いたしますと、港灣法の規定によりま
して国からこの港灣管理者でありまし
て神戸市に、それより譲渡なり或いは管
理の委託又は貸付が行われることに相
成るのでございしますが、なお工事が完
成した数百年を要するのではなからう
かというふうに考えられます。と、更
に、従来この土地に使用をいたしまし
た工事費の区分別の精算をいかに
相当の日数を必要とする状況のよう
でございします。この当該土地は埋立を
いたしまして、その部分につきましては
すでに使用ができる状態に相成りまし
たので、使用の可能な土地を放置する
ということは経済的に極めて損失
のあるところでありまして、昭和二
十八年の二月に神戸市に一時使用を許
可をいたしたのあります。神戸市の
ほうから、神戸港の利用増進のために、
当該地域の利用計画につきまして案を
立て、神戸港の港灣審議会、これは神戸
市条例に基く審議会でございますが、
この審議会に諮りまして利用計画を決
定をいたしまして、その決定された計画
に基きまして、神戸市から運輸省に対
して当該地域の一時使用の許可の申請
をして参つたのであります。運輸省に

○委員長(大矢半次郎君) 本案の質疑
は次回に譲ります。

○政府委員(窪谷直光君) この前の当
委員会におきまして、野澤先生からち
よつと御質問がございまして、私、承
知をいたしておりましたものでした。か
ら、調査をいたしたのでございします。が
この財産、只今におきましては、運輸
省が管理をいたしております財産で
ございまして、従いまして私どもとい
たしましては詳細の経緯を承知はいた
しておりませんが、運輸当局から聴取を
いたしまして、その概略を申し上げ、
更に精細につきましては運輸当局から
御聴取をお願いいたします。

○野澤勝君 前回の大蔵委員会におけ
る私の質問に対する答弁が残つておる
のでありますけれども、政府当局にこ
の際その答弁を願ひたいと思ひます。
特に税関の保税地域に關連しての質問
をいたしたのであります。それが保税
地域でないかあるかという点、先般
の委員会では保税地域ではない、指
定地域ではないという御答弁であつた
が、然らば、この国有財産になつてお
るならば、この国有財産の処分、処置
等について、答弁が留保されておりま
すから、この際明らかにして頂きたい
と思ひます。

○政府委員(窪谷直光君) この前の当
委員会におきまして、野澤先生からち
よつと御質問がございまして、私、承
知をいたしておりましたものでした。か
ら、調査をいたしたのでございします。が
この財産、只今におきましては、運輸
省が管理をいたしております財産で
ございまして、従いまして私どもとい
たしましては詳細の経緯を承知はいた
しておりませんが、運輸当局から聴取を
いたしまして、その概略を申し上げ、
更に精細につきましては運輸当局から
御聴取をお願いいたします。

○野澤勝君 前回の大蔵委員会におけ
る私の質問に対する答弁が残つておる
のでありますけれども、政府当局にこ
の際その答弁を願ひたいと思ひます。
特に税関の保税地域に關連しての質問
をいたしたのであります。それが保税
地域でないかあるかという点、先般
の委員会では保税地域ではない、指
定地域ではないという御答弁であつた
が、然らば、この国有財産になつてお
るならば、この国有財産の処分、処置
等について、答弁が留保されておりま
すから、この際明らかにして頂きたい
と思ひます。

○政府委員(窪谷直光君) この前の当
委員会におきまして、野澤先生からち
よつと御質問がございまして、私、承
知をいたしておりましたものでした。か
ら、調査をいたしたのでございします。が
この財産、只今におきましては、運輸
省が管理をいたしております財産で
ございまして、従いまして私どもとい
たしましては詳細の経緯を承知はいた
しておりませんが、運輸当局から聴取を
いたしまして、その概略を申し上げ、
更に精細につきましては運輸当局から
御聴取をお願いいたします。

○野澤勝君 前回の大蔵委員会におけ
る私の質問に対する答弁が残つておる
のでありますけれども、政府当局にこ
の際その答弁を願ひたいと思ひます。
特に税関の保税地域に關連しての質問
をいたしたのであります。それが保税
地域でないかあるかという点、先般
の委員会では保税地域ではない、指
定地域ではないという御答弁であつた
が、然らば、この国有財産になつてお
るならば、この国有財産の処分、処置
等について、答弁が留保されておりま
すから、この際明らかにして頂きたい
と思ひます。

○政府委員(窪谷直光君) この前の当
委員会におきまして、野澤先生からち
よつと御質問がございまして、私、承
知をいたしておりましたものでした。か
ら、調査をいたしたのでございします。が
この財産、只今におきましては、運輸
省が管理をいたしております財産で
ございまして、従いまして私どもとい
たしましては詳細の経緯を承知はいた
しておりませんが、運輸当局から聴取を
いたしまして、その概略を申し上げ、
更に精細につきましては運輸当局から
御聴取をお願いいたします。

○野澤勝君 前回の大蔵委員会におけ
る私の質問に対する答弁が残つておる
のでありますけれども、政府当局にこ
の際その答弁を願ひたいと思ひます。
特に税関の保税地域に關連しての質問
をいたしたのであります。それが保税
地域でないかあるかという点、先般
の委員会では保税地域ではない、指
定地域ではないという御答弁であつた
が、然らば、この国有財産になつてお
るならば、この国有財産の処分、処置
等について、答弁が留保されておりま
すから、この際明らかにして頂きたい
と思ひます。

○政府委員(窪谷直光君) この前の当
委員会におきまして、野澤先生からち
よつと御質問がございまして、私、承
知をいたしておりましたものでした。か
ら、調査をいたしたのでございします。が
この財産、只今におきましては、運輸
省が管理をいたしております財産で
ございまして、従いまして私どもとい
たしましては詳細の経緯を承知はいた
しておりませんが、運輸当局から聴取を
いたしまして、その概略を申し上げ、
更に精細につきましては運輸当局から
御聴取をお願いいたします。

○野澤勝君 前回の大蔵委員会におけ
る私の質問に対する答弁が残つておる
のでありますけれども、政府当局にこ
の際その答弁を願ひたいと思ひます。
特に税関の保税地域に關連しての質問
をいたしたのであります。それが保税
地域でないかあるかという点、先般
の委員会では保税地域ではない、指
定地域ではないという御答弁であつた
が、然らば、この国有財産になつてお
るならば、この国有財産の処分、処置
等について、答弁が留保されておりま
すから、この際明らかにして頂きたい
と思ひます。

○政府委員(窪谷直光君) この前の当
委員会におきまして、野澤先生からち
よつと御質問がございまして、私、承
知をいたしておりましたものでした。か
ら、調査をいたしたのでございします。が
この財産、只今におきましては、運輸
省が管理をいたしております財産で
ございまして、従いまして私どもとい
たしましては詳細の経緯を承知はいた
しておりませんが、運輸当局から聴取を
いたしまして、その概略を申し上げ、
更に精細につきましては運輸当局から
御聴取をお願いいたします。

おきましては、この神戸市の計画を適当と認められまして一時使用の許可をされたのであります。これは工事が全部完成いたしました、港灣法の規定によりまして、当該市が負担をいたした費用の限度におきましては無償で当該市に譲与ができるという港灣法の規定はございませうけれども、これが無償譲与の土地に該当するや否やということとは、今日まだ決定が困難でございまして、一時使用をいたしました分につきましては、運輸省の告示の定めるところによりまして使用料金を徴収されておるのであります。

神戸市にこの土地を使用許可をいたしました概略につきましては大体そういうこととございまして、なお詳細につきましては運輸当局から御聴取をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(黒田静夫君) 只今御説明のありましたように、神戸港の第七突堤基部の埋立地は昭和七年から事業をやつておるのでございまして、おおむね埋立地は整地の一部を除きましてでございまして、まだ道路とか、鉄道とか、引込みの問題が残つております。今年度においても道路、鉄道の引込みの事業をやつておるのでございませうが、まだいろいろ、国の財政の都合で、後二、三年くらいは完成までにかかるとはなから存じます。全体の埋立地の坪数は約四万七千六百坪でございまして、このほかこの埋立地の南側に突堤の工事をいたしております。緑船岸の棧橋の工事でございますが、これが大体第七突堤と第八突堤がございまして、第七突堤は二本出でございまして、今年度中に基礎、基礎と申しま

ね完成する段階でございませう。第八突堤は外航船が四隻分付くような計画になつておりますが、来年度におきましてはこれを一隻分だけ着手するようになつておる実情でございまして、まだ突堤を完成するには相当の年月が要るのではないかと存するのでございませう。

一方埋立地のほうは四万七千坪で、一部、道路とか或いは鉄道の部分或いは整地を要する部分はまだ残つておるのでございませうが、これを利用して段階に至つたものは、貿易の振興なり或いはその他の地元の神戸港の発展のために利用するのが国の損失も少いこととありますので、神戸市から一時使用のことが持ち出されまして、それで完成して精算ができるまでは一時使用の認可をいたしたのでございませう。で、面積は四万七千坪のうちおおむね三万六千坪程度となつておまして、利用できる所は大体神戸市に利用されて、これを一時使用せしめて、市からは一時使用の料金を徴収いたしまして国庫に納付されておるのでございませう。この一時使用した区域につきましては、市がいかに利用するかということとは、港灣管理者がその責任においていたすことになつておりますので、道路敷或いは鉄道敷或いは上屋倉庫敷或いは工場その他船員労働者の福利厚生施設もございませうし、又海軍関係のいろいろの事務所の施設もそこにやる必要があるのでございまして、それらの利用計画は神戸市が管理者の責任においていたしておるのでございまして、市とい

たしまして、神戸港の港灣審議会というものができておりますが、それには市議会代表或いは関係官庁の代表或

いは船会社その他、倉庫海運関係業者の相当数が構成メンバーになつておまして審議いたしまして、その利用計画に基いていろいろな施設を管理者としての責任において港灣法によつてやつておるような現状でございませう。

○野溝勝君 関税法に關連して、保税地域と認定される場所という意味において私は質問したのでございませうが、それがまあ保税指定地域でないということ、先般来質問が留保されて、今御答弁があつたのですが、どうも質問の要旨が少しくそれているように思ふのであります。と申すのは、この地域は一応まあ神戸市に一時使用の許可を与えておるから、神戸市において更にそれが、市の開発、港灣の開発等にどういうふうに扱はれておるか、それはよくわからんというふうな御答弁であります。

私の言つたのは、この指定保税地域にまぎらわしき場所に半永久的な建物が、十億近くもかかる半永久的な名古屋精糖の建物がそこに建てられたということはどうしても不可解でならない。特に神戸市の或いは神戸港の開発に名古屋精糖がどういう役割を果たすのですか。こういう点については今日関税法の關連の質問といたしましては、勿論關連質問といたしましては適當と思ひませうから、後刻の機会におきまして私は質問をするつもりであります。

そういう点において私が質問しておるのであります、四万七千坪の使用許可を神戸市に与えた、その名古屋精糖がどういふふうになつておるか、その点は何か答弁をされておらんやうであります。そういう点が港灣審議会の幹旋によつて処置したと言つておるが、非常にここに割切れないものがある。

それで先般来から質問をしておるのでございませうが、これは私の見解では、この税關部と管財局とそれから運輸省等々の間にどこか一つはつきりしない、割切れない点があるわけなんです。で、今日は関税法の法案審議と少しそれて来たやうでありますから、いづれ国有財産等々の問題が提起された場合に詳細に私はこの質問を続けたいと思ひます。でありますから、今から關係當局におきましては、十分その資料を体系ある肯ずける資料並びに答弁を願うことをここで希望しておきまして、この問題は打切つておきたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 先般推測に基きましてお答えいたしました中で、間違つた点がございましたので、私の分につきまして訂正申し上げます。この土地は、調査いたしました、昭和二十七年の十二月に指定保税地域に指定いたしておりましたところの広大な面積のうちの一部でございませう。

○野溝勝君 そうすると、税關部長は、今、私の指摘した場所は指定保税地域であることに間違いないと証言ですね。

○政府委員(北島武雄君) はい。

○野溝勝君 ではこれは明らかになつたのでございませうが、して見ると、私はこの際改めて聞いておきたいのでございませうが、この指定保税地域を国有財産法第八條に基いてこの処置をしたのですか。その点を一つ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 指定保税地域につきましては、関税法の第二十九條の四、これは新法におきましては三十八條におきまして、指定保税地域の

指定を受けた土地、建築物等の施設につきまして、或る処置をしようとする場合には、その土地について税關長に協議をしなければならぬという規定がございませう。これに對しまして神戸市から、この貸付につきましては昨年の三月に協議があつたのでございませう。ただこの協議に對しまして、税關長といたしましては、現行の第二十九條の四の二項にございませうように、協議につきまして、その行為が指定保税地域の目的を阻害せず、且つ取締上支障なしと認めるときは、これに同意すべしという制限がございまして、税關長は、専ら関税法上の見地におきまして、それが管理取締の上に支障なしという場合には同意しなければならぬという制約があるのであります。殊にこの土地につきましては、神戸市におきまして市或いは關係業者或いは他の關係官庁等が集まりまして審議しております港灣審議会におきまして、神戸市の発展のために必要だということできま

りましたのでありますので、税關長といたしましては、これに對し同意をするむしろ義務があつたわけでございます。国有財産であるからどうこうという点とは別個でございまして、関税法的な見地において、税關長は、ただ協議に對して同意か或いは不同意かの処置をするわけでございます。

○野溝勝君 そうすると、はつきりこれは税關部の責任監督ということになつておるのですが、先般の質問に對して答弁を今日は取消したので、私は余り深くこれを追及いたしません。が、先般、税關部長の御答弁が、今日御答弁をし直したというの、そういう認識の上に立つての見解でありますから、

私はあなたを別に疑うわけではありませんが、この問題の内容にも不可解の点があるのであります。そこで先ほど運輸当局のほうは、この神戸市の要請によつて四万七千坪を許容したかのごとく答弁されておるのでありますが、それには間違いありませんか。

○政府委員(黒田静夫君) 埋立地全体が四万七千坪を許容して、そのうち三万六千坪を市に一時使用をさしておるのでございまして、三万六千坪のうち、只今お話のありました名古屋精糖の使用してある面積は、報告によりましておおよそ四万五千坪程度であるといふことになっております。その他、上屋敷、倉庫敷、道路敷、鉄道敷等を含めると、全体が四万七千坪になるのでございまして。

○野溝勝君 そすると、これは港湾審議会と神戸市との間において話が出て許可したというか、許容したものでありますけれども、この地域は指定保稅地域と私は思うのですが、それについて、かような地域が、いわば關稅上の保稅地域としてかようなものが一体必要なんですか。税關当局はどういうふうに一体考えておられるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 先ほど申し上げましたように、税關長に対して協議がなされた場合におきまして、税關長はこれを拒否する事由はないのでありまして、その行為が指定保稅地域の使用を妨げず、且つ關稅の取締について支障ないと認める場合には同意しなければならぬという制限がございまして、そこで、この土地につきましては、四万七千坪という広大な土地でありまして、その埋立が完成しますならば、

将来そこに或いは上屋とか工場或いは倉庫等の建設が予定されておるわけでありまして、そういう場所における約一割の土地がこういう工場に使用され、それから又その工場に使用されまして、私の仄聞するところによれば、名古屋精糖におきましてはいわば上屋を建設いたしまして、それを神戸市に提供するように聞いております。保稅地域の利用を妨げるとは税關としては考えられないのであります。

○野溝勝君 私は非常におとなしくものを言うておるのですが、さようなことを私はあなたから聞くことは非常に不愉快です、横着なことです。私はあなたに対しては、むしろ私はあなたを、政府当局、事務当局ですから敬意を表するのです。大臣がそんなことを言つたら聞かない。いやしくもこんなことがよそにありまつかと言ふのです。あなた、こんなことをたやすく税關長の権限だ、税關長を許せばいいということなら、至るところみんなこういうことをやつています。だから問題が起つてゐるのです。工場の一割だから差支えない、四万七千坪の一割だからよろしいというようにことを言つて、特定の工場に、営利工場に許して差支えないという、そんな軽い見解を持つていたら、私は承服できない。私はそういう点については十分注意するとか、とにかくさようなことが勝手に扱われ

ては非常に誤解を起すから、大いに今後注意しようということならば、私はこれ以上に質問しないのですよ。税關部長といつたしましては就任早々でございまして、私は遠慮しながら質問しておる。どんな人といえども、直ぐにその地位に就いたからと言つて全部を知つてゐるわけじゃないのですか。責任の地位上いふと御答弁されることもよくわかつてゐます。ですから、私は静かに質問をしてゐるのでございますが、それはそうじやありませんか。指定保稅地域じやない

と、この間、答弁しておる。然るに調査の結果は指定保稅地域であつた。昭和二十七年のときにそうしたと言ふ。そういうような、あなた自身が就任早々で調査も足りないし、自信もない答弁をされておるのでありますから、さようなことを私は決定的に申されることは承認できがたいのです。特に今申されました通りに、問題になつておる名古屋精糖でございまして、それがいやしくも指定保稅地域の中に影響を及ぼさぬなんという馬鹿なことが答弁にできるものじやない。それにえらい十何億を投じた半永久的の建物じやありませんか。少くとも四万七千坪を使用許可を与えるときには、その四万七千坪の利用というものを對しては、あらかじめ税關長並びにそれらの關係当局は調査してあるわけなんです。ですから私はそういう観点に立つて質問しておるのでございまして。特にかようなことに対して現在税關長初め税關部關係の方々がいろいろと誤解を起したので

は、將來ともすべての税關業務をやる上にやりにくいし、一つには國民が非常に誤解を持つておる際でございまして、本委員会におきましてこの点を明らかにしておいたほうが行政上やいいと思ひまして、本員が質問をしておるのであります。そういう点につきましては、あなたのお話のようなふうにならば、私は本会議においても堂々

とその討論をして、その決を争いたいと思つております。併しあなた方がこの点について、さような点については十分私は誤解を起しては相成らんから、この点を明らかにいたしまして、本委員会に十分納得の行くように、いづれ詳細なる調査の結果お答えするといふことならば、これ以上質問を私は打切るつもりであります。その点に對する見解を一つお伺ひしておきましよう。

○政府委員(北島武雄君) どうも私の申し上げ方が悪うございまして、先生の御了解を得られなかつたのは大変残念でございまして、実は指定保稅地域という制度を設けましたのは昭和二十七年でございまして、このときにもいろいろ各省との間に問題がございました。税關といたしましては、指定保稅地域の中に、將來、監視、取締に支障を生ずるようなことをされることは困るというので、そういうような建物の処分とか、或いは工事をする場合に、一応税關長に一つ打合せをくれなかつたというつもりで、この条文を起案いたしましたのであります。その当時、併し各省殊に運輸省或いは港湾管理者におきましては、これに對しては相當な議論もあるようでありまして、自分の土地をどういうふうに使すのに、一体、税關長に協議する必要があるのかどうかというところが問題になつたのであります。私としては、關稅法上の最小限度の取締の要求からこちらとしては意見を申述べなければならぬことであるから、そこで一つ税關長に協議して頂きたいということで話がまとまつたのでございまして。但しそういう意味で出来上りましたので、税關長とい

しましては、その権限を振り廻してどうこうするといふことは、初めから考へておらないのでありまして、關稅法上の最小限度の監視取締を要求する見地から、それが支障ないと見たならば、同意を与えなければならぬといふような制約も關稅法上に謳つてあるものでありまして、税關長としては、全然白紙でもつて、或いは經濟上の広い見地からそういうことはいかんといふような権限は、実は關稅法の上では行き過ぎといふ感じもいたすのでございまして、このような規定になつておるわけでございます。なお税關長の協議につきましては將來問題あるようなことにつきましては、十分協議を生じないようには、改正いたしたいと存じます。

○小林政夫君 先ず關稅定率法の第五條の便益關係について、從來この條文によつて行われた具体的な事例をお聞かせ頂きたい。

○政府委員(北島武雄君) 第五條の便益關係の規定でございまして、これは明治三十九年に關稅定率法第三條として新設されたものでございまして、その後、實際に、この第五條、旧第三條を適用いたしまして便益關稅を実施いたしました事例といつたしましては、昔、關東州、關東州は我が國の領土でございまして、したが、關東州の生産物の便益を与えるために、三十九年にこの條文を適用して実施いたしたのであります。その後、昭和十五年にアメリカ合衆國が日米通商航海條約を破棄いたしましたのちにおきまして、日本の生産物に對しまして最惠待遇を与えてくれましたので、日本といつたしましても從來通り、條約によらないけれ

ども、この便益開税の規定に則りまして、勅令によりまして実施いたしましたことがございます。なおそのほか大正十三年にトルコ、或いは昭和十一年シリヤ、レバノンの生産物につきましても実施いたしました例がございます。

○小林政夫君 大体、昔の条約国というか、この特別な規定による便益を受けられない国という意味は、条約上不利な扱いを受けておるといふことではないわけですね。

○政府委員(北島武雄君) そういう意味ではございまして、お互いに協定税率などは設けておらないけれども、互恵の見地等から、こちらで協定による税率を適用しようというような場合でございます。

○小林政夫君 十五条の第一項の八号「航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具並びにこれらの部分品で政令で指定するもの」これを免税する。これは、航空機に関するこういったものを特に免税にしなければならぬ、こういう理由はどういうところにありますか。

○政府委員(北島武雄君) これは実は国際的な慣行がございまして、現在こういう方面の条約もございまして、まあ日本も目下、これは私の記憶でございしますが、加入の手続を進めていると存じますが、国際的にこういう慣行といふたしまして、航空機の発着又は航行の安全のための資材は免税するというようなのが大体の慣行でございまして、

○小林政夫君 その慣行ができるに至つたのは、例えばパン・アメリカンとか、そういう外国の航空機会社がそういうものを持つて来るような事例が多いからですか。

○政府委員(北島武雄君) この規定は昭和二十六年に追加いたしました規定でございまして、国際間の慣行といふたしまして、こういうお互いに条約を作りまして、国際民間航空機構、俗にICAOと申しておりますが、このICAOの規定の中にこういうつたものをお互いに免税にしようという規定がございまして、それで、その当時、民間航空の再開に至ります時期におきましてこの規定を入れたわけでございます。これは結局外国の航空会社だけでなく、日本航空におきましても適用されるわけでありまして、国際的に相互にこういうような免税をしております。

○小林政夫君 国際的に相互に適用せられるというのですけれども、そういうつた国際条約或いは協定なり、そういうことの発生するに至つた原因です、聞いていますのは……。

○政府委員(北島武雄君) この原因は、或いは私の推測になるかも知れませんが、戦後、平和が回復いたしましたので、国際的な民間航空が飛躍的に伸びようというときに、民間航空につきましても、やはり安全第一ということがモットーになるかと存じます。いろいろ陸上の交通機関或いは海上の交通機関よりも安全だといふ説もございまして、何と申しましても航空については人命の安全といふことが第一のモットーでございまして、こういうものにつきましましてはお互に免税して行こうじやないかというのではなからうかと思ふのであります。

○小林政夫君 そんなことは理由になりません。そういう安全にするために使用する機械及び器具がどうして輸入しなければならぬかということが問題

題なんで、日本でござらなかつた空港でやんとそういう施設をすればいいので、特に双務協定でやつていられるから、別にそういう意味においては問題ないようなものだけれども、何もうな協定で……、若し国際協定通りやつていられるなら、どうしてやらなければならぬか。自国で、それだけの国で、こういうつた安全標識等はできるはずで

す。

○政府委員(北島武雄君) これらの機械部分品につきましては、政令で一応指定してあるものでございまして、この政令につきましましては、地上設備用或いは機上設備用の基本的な機械のほかに「前二号に掲げるもの」又は「新規の発明品又は本邦において製作の困難な物品で大蔵大臣の認許したもの」という概念も入つております。ただ私は、これは国内で、できないから免税しているのだというばかりではないと思ふのであります。全体の構想としては、お互いに、例えばパン・アメリカンにいたしまして、アメリカから日本へ持つて来まして、そうして日本で以てこつちから飛ぶものの中に据え付けて出す、そういう場合にも勿論お互いに免税しているわけがございまして、国内生産保護という見地からでないものだけを免税するといふ趣旨ではないように私は考えたりします。

○小林政夫君 大した問題じやないのですけれども、それらの航空会社獲得のこういうつた使用する器具、パン・アメリカン或いはノース・ウエストという特定の航空会社それらの航空機に附随して是非持つて来なければならぬ、それが毀れた場合に修繕しなくち

やならぬ、こういうような種類のものなら或る程度わかる。空港へ備え付け。安全のために使用する機械といふようなものであれば、強いて考へる必要はない。というのは、強いて考へるものとすれば、ノース・ウエストには、はつきりわかるがパン・アメリカンにはわからない、或いはフイリピン航空会社にはわからないといふことになる。空港地帯に備付けの機械器具ならば、こういう特典をする必要はないのではないか。その中で、国内でどうしてもできないといふものがあるなら別だけれども……。

○政府委員(北島武雄君) ちよつと技術的でございまして、鑑査課長から……。

○説明員(木谷忠義君) 航空機を最も安全に発着させよう、航空機が一番危ないのは、着陸のとき或いは離陸するときに一番危ないと言ふ普通言われております。それで、これを安全にするというためには非常に計器が発達してありまして、航空機の中にも計器がある、地上にもそれを以て誘導して行く計器がある、そういうような一連の設備、これは従来日本でもできていなかったもので、昭和二十六年の関税法の一般改正のときに、こういう安全のための計器は免税したほうがよろうといふこととで、免税規定を設けられたわけでありまして、そういうふうな一連の機械を免税するために、今回の改正案でも出してあるわけでありまして、

○小林政夫君 それから、今のすぐ隣の九号と、それから十七条の十号、今、日本では最も問題になるのは自動車です。これは国際的な慣行として守られるのです。別にトラブルが起ら

なくて……。

○政府委員(北島武雄君) その国に入国いたします場合には、一時的に携帯いたしましたものとか、或いは引越用荷物として入りましたものにつきましては、その処分等について相当程度制限しているのが各国の状況でございまして、殊に自動車につきましては、大体において今回私どもが考へておりますような指定を殆んど世界各國と申上げてもいいほどやつております。私どもといたしましては、単に日本独自の規定ではございまして、トラブルなしにこれは実行し得るものではないか、こう考へております。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を付けて下さい。

○小林政夫君 関税法の第三条但書に「条約中に開税について特別の規定があるときは、当該規定による。」その「条約中に開税について特別の規定があるときは、云々とあつて、例えば今の日米行政協定に基づく臨時特別例に関する法律、こういうような特別な法律を設けておる。それから今度の国連軍との協定においても、あの協定事項の中に開税等についての特別といふか、規定がありますね。特にその但書、「条約中に云々」という規定を、条約においては細目的なことが記載できない、細目規定というふうな意味で何か規定を作るとすれば、この第三条に基いて施行規則が何かでやつていいのではないか。特に法律によつてこ

ういつた臨時特別例のようなものを設ける必要があるのか。若し法律によつて出

てくるのか。若し法律によつて出

すすれば、これは立法技術の問題で
すけれども、特に第三条の但書等が必
要であるかどうか。

○政府委員(北島武雄君) 条約の法律
的効果はどうかという点につきまし
ては、憲法上にもいふ議論がある
わけであり、開税法におきまし
ては昔から外国との間に協定を結ば
れる事項が相当多いので、特に法律にお
きまして、従来の開税法第一条にお
きまして「条約ニ於テ特別ノ協定アル
貨物ハ其ノ協定ニ依ル」という趣旨を
はつきり規定したわけでありま
す。そこで日米行政協定の場合など
におきましては、これは或いは条約であ
るかどうかということについてもい
ろんな解釈もございましたので、あの
行政協定によつて免除せられるものを
そのまま「協定として載せておる
わけであり、若しそれがはつきり
条約だということになりますれば、更
に特例法といたしまして或いは免税を
約束したものをそのまま一遍
書き上げることは必要ないので、その
後におきましてその免税を受けたもの
を処分した場合にこれを輸入と見な
すとか何とかという問題は、特例法の
問題であり、条約そのものを引
き写して法律にする必要はないのであ
ります。ただ開税法におきましては先
ほど申しましたように、非常に国際的
な協定が多いので、条約の性質、法律
的効力等についてはいふ／＼説明ござ
いますので、開税法におきましては、
はつきりと、そういう協定があるとき
にはその協定によるという趣旨を明ら
かにしております。

○小林政夫君 そうすると、今度の国
連軍との協定による関税の特免の措
置、これはどうしようというのですか。
これは国会の批准を要するわけだか
ら、協定という名は付いておつても条
約と見なされる、これについては、別
に日米安全保障条約第三条に基づく行政
協定の実施に伴う関税等の臨時特例に
関する法律というふうなものはお作り
にならないのか。

○政府委員(北島武雄君) 国連軍との
協定につきましては、これは条約とし
て御承認を求めなければならないが、
ただ各省に亘りまして若干法律事項と
して規定しなければならぬ事項があり
ますので、この点は、恐らく一本にま
とめまして特例法が出ると存じます。
それからMSAの協定に伴う特例法
であり、これは私も私どもとして只
今準備いたしておりますが、これは免
税規定のほうは書きませんが、免税さ
れたものを他に譲り渡した場合に関税
を徴収するとかいうような跡仕末の規
定を特例法として提案するつもりで
ございます。

○小林政夫君 七条の三項「国税徴収
の例により徴収する場合における」云
云、これはこの法文の書き方ではないか
どうかという問題なんです、第一項
では、関税は国税或いは地方税にも優
先して徴収する。それで「国税徴収の
例により徴収する場合における関税及
びその滞納処分費の徴収の順位につ
いて」云々と書いてある。意味せんとす
るところは勿論わかるのだけれども、
法文の書き方としてこれでいいので
うす。

○政府委員(北島武雄君) ちよつとわ
かりにくい条文でございますので、な
かなか御理解頂けないかと存じます
が、七条の一項のほうは、よく御覧頂
きますと、「当該関税を徴収すべき外国
貨物について、他の公課及び債権に先
だつて徴収する」という規定ござい
まして、内貨となつた後、即ち輸入の
許可を受けましてあとで追徴するとい
うような場合は、一項では参りません
で、国税徴収の例によつて徴収するこ
とになるのであります。その場合の規
定が第三項でございます。その場合に
おいては国税徴収法の第二条第一項に
いふ「徴収の順位が書いてありま
す。一通関したあとで税金を徴収す
るのは国税徴収法の例によつてやられ
る。その場合は国税徴収法の第二条の
順序によりましてというのが第三項で
あります。

○小林政夫君 そうすると、これは一
通関して外国貨物でなくなつたもの
で、特別の通関手続その他によつて外
国貨物でなくなつたものの未納の関税
を徴収する、こういう場合ですか。
○政府委員(北島武雄君) さようで
ございます。第三項の規定は御趣旨のよ
うなことでございます。

○小林政夫君 その場合に、物品税等
と競合したらどうなりますか。
○政府委員(北島武雄君) それは国
税徴収法の原則によつてきめるべき問題
であります。国税徴収法によりまして
は、国税同土お互いに競合いたします
場合には、早いもの勝ちということに
なつておるのであります。

○小林政夫君 そうすると、今の外国
貨物で特別な通関手続をして出たもの
が外国貨物でなくなりますね。それは
どの規定の適用ですか。関税を払うま
では外国貨物として扱うのじやなかつ
たのですか。
○政府委員(北島武雄君) 第二条の定

義のところを御覧頂きますと、定義の
第二号でございまして、「外国貨物」と
は「輸出の許可を受けた貨物及び外国
から本邦に到着した貨物で輸入が許可
される前のものをいう。ですから外国
から日本に到着しまして輸入が許可さ
れる前、通関前は外国貨物でございま
すが、通関されますと四号のほうの内
国貨物の定義の中にはまづて来るわけ
であります。輸入の許可がございま
すと内国貨物ということになります。四
号で、内国貨物は「本邦にあたる貨物
で外国貨物でないもの」云々と書いて
ございます。

○小林政夫君 そうした場合に、多く
の場合には担保をとつて通関させる、担
保をとつて通関するといふことが多い
から、先ず先ず取りはぐれはない、こ
ういふわけですね。
次は十三条ですが、これは私まだ
よくと研究が足らんかも知れませんが、
かの所得税或いは法人税等において
は、還付加算金の支払の場合に「還付
のため支払う日までの期間」という
のですが、今度、所得税法、法人税法
におきまして、これに該当する規定は
改正をして、支払決定の日までと、こ
ういふふうに直しているのです。それ
と権衡上はどうなんですか。

○政府委員(北島武雄君) 第十三条の
還付加算金の規定は国税徴収法の第三
十一條の六によつておるのでありまし
て、国税徴収法におきましては、還付
のために支払う日までの期間を計算の
期間といたしておるのであります。
今、先生のおつしやいました法人税法
は……

○小林政夫君 その国税徴収法の規定
が直されておる。支払決定の日となつ
ている。最近改正になつています。だ
から若し今後改正するならば平仄を揃
えなければおかしいやないかという
のです。国税収納金整理資金に關する
法律の、その附則の第四項だと、今
の三十一條の六第一項中「支出シ」を
「支払決定ヲ為シ」に改める云々とい
ふになつております。

○政府委員(北島武雄君) 法制局で審
議いたしておりますときには、実は
この条文でこのまま参つたのであり
ますが、先生の御指摘によりまして、
或いはあとで参りました国税収納金整
理に關する法律のほうで、私のほうが
擧げたしました国税徴収法を改正いた
したのではないかと考へるのであり
ます。

○小林政夫君 従つてこの際直す必要
がないか。今出ている所得税法でも或
いは法人税法でも、同様の規定が全部
「支出」を「支払決定」に直している。
折角、開税法の全面改正をやるに當つ
て、同じ言葉を使つたほうがいいのじ
やないか。

○政府委員(北島武雄君) まさしく先
生のおつしやる通りでありまして、実
はあとからきめたもので、先に通つた
ものを直すのは、非常に私どもは残念
であります。若し国税徴収法がこの
ように直りますならば、私も私も国
税徴収法に合はすべきであると思
います。

○小林政夫君 これは簡単な前からあ
る言葉ですが、第二十一條の「取卸」と
いうのはどういふことですか。
○政府委員(北島武雄君) 陸揚と申し
ておりますのは船から陸に揚げること
でありまして、取卸は飛行機から下
すことを「取卸」と、こういうふうに申

しておるのであります。飛行機から下ろした場合には、陸揚という概念は多少おかしい感じがいたしますので、取卸ということにしておるのであります。

○小林政夫君 二十三条で本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機、いわゆるこの法律で言う外国貿易船又は外国貿易機でなくとも承認を受けなければならない、こういう意味ですね。そうすると、例えば興安丸のように引揚に行くとか、或いは将来、まだ軍艦でないけれども保安庁の艦船なんかはどうかですか。

○政府委員(北島武雄君) 関税法の見地におきましては、外国貿易船であるとか否かを問はず、船用品を積んで外国に行く船の場合におきましては、ややもすれば密輸出のおきましても、ございまして、一応関税法では規制する必要があるでございまして、現在の取扱いにおいては、いわゆる特殊船、外国貿易船以外の船舶で外国に航海するものにつきましても、必要と認める場合にはこの取扱いをいたしております。

○小林政夫君 実際問題としてこの通り実行しているのですか。建前はそうだけれども実際はどうですか。

○政府委員(北島武雄君) 現在、現行法の二十一条では申告だけになっております。申告はいたして頂いております。

○藤野繁雄君 罰則についてお尋ねいたします。罰則の百九条、百十條、百十一條、百十二條というふうなものを、見て見ますと、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金、或いは三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金、或いは

の罰金、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金というふうなことで、大体において一年が十万円になっておるわけでありまして、然るに百十三條だけが三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金、こういうふうになって、百十三條だけが特に十万円と金額を減じておるところの理由を承わりたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 提案いたしました百十三條は、現行法では七十七條に相当するものでございまして、現行法の七十七條におきましても、許可を得ないで不開港に出入する罪につきましては三年以下の懲役又は十万円以下の罰金となつております。今回罰則につきましては改めて全面的に再検討いたしましたので、他の法令との釣合等も検討いたしましたのでございまして、この許可を得ないで不開港に出入する罪につきましては、どうして他の罪と異なつて一年以下十万円という比重になつていないかという点につきましては、昔からのいわれをよく調べて見ただけでありますが、許可を得ないで不開港に出入する罪は、それが大体において密輸につながる虞れがあるものでございまして、従ひまして許可を得ないで外国貿易船が不開港に入るといふような場合には、元來は密輸に準ずべき程度の刑罰をかけるというものが当初の趣旨だつたように思ひます。

○藤野繁雄君 それから同じ罰則ですが、百十一條、これは三年以下の懲役、三十万円以下の罰金、これを改正前の見てみますと、五年と五十万円になつておる。百十二條は二年と二十万円、これが旧法によると三年と三十万円になつておる。現在ではだん／＼と罰金或いは体罰というものは増加しなかつたといふやうな考へられ、罰金も減じたといふ理由が、おかしきと思ひますが、どういふ理由に……。

○政府委員(北島武雄君) 第百十一條は無免許輸出の罪でございまして、現行法におきましてはこれは関税通脱の罪と同じ罰則でございまして、即ち五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金といふことになつておりましたが、今回全面的に罰則につきましても再検討いたしました際に、まあいろいろ議論があつたところでございまして、関税通脱の罪が五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金であるならば、單なる場合によつては行政上の秩序を乱したといふだけの、許可を得ないで入れた、或いは許可を得ないで輸出したといふ罪については通脱と同じ罪で行くのはひどくはないか、こういう法制局の意見は、たゞ／＼密輸につきましては、最近検査件数は上つておりましたが、全体といたしましては終戦後のやうな無秩序状態を脱して次第に常道に戻つてつとあると考へられますので、恒久的に今回直す際におきましては、やはり無免許輸出入の罪は関税通脱の罪よりは

で、むしろ懲役のほうに重点を置いて罰金刑のほうを低くしてあるといふのが、昔からの沿革でございまして、○藤野繁雄君 それから同じ罰則ですが、百十一條、これは三年以下の懲役、三十万円以下の罰金、これを改正前の見てみますと、五年と五十万円になつておる。百十二條は二年と二十万円、これが旧法によると三年と三十万円になつておる。現在ではだん／＼と罰金或いは体罰というものは増加しなかつたといふやうな考へられ、罰金も減じたといふ理由が、おかしきと思ひますが、どういふ理由に……。

○政府委員(北島武雄君) 第百十一條は無免許輸出の罪でございまして、現行法におきましてはこれは関税通脱の罪と同じ罰則でございまして、即ち五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金といふことになつておりましたが、今回全面的に罰則につきましても再検討いたしました際に、まあいろいろ議論があつたところでございまして、関税通脱の罪が五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金であるならば、單なる場合によつては行政上の秩序を乱したといふだけの、許可を得ないで入れた、或いは許可を得ないで輸出したといふ罪については通脱と同じ罪で行くのはひどくはないか、こういう法制局の意見は、たゞ／＼密輸につきましては、最近検査件数は上つておりましたが、全体といたしましては終戦後のやうな無秩序状態を脱して次第に常道に戻つてつとあると考へられますので、恒久的に今回直す際におきましては、やはり無免許輸出入の罪は関税通脱の罪よりは

○政府委員(北島武雄君) 現在の陣容で輸出の検査を十分にできるかといふお尋ねでございまして、私どももいたしましては、最近のやうにだん／＼輸出品数なども小口になつて参ります。件数としては相当増して参ります。やうな場合には、現在の陣容でなかつた輸出検査を十二分にやるといふことはできないやうに考へております。実は今から二年くらい前までは、輸出につきましては、本当のところを申し上げますと、検査が殆んど十分にできておらなかつた。そのために税関の目を潜つて外国に出た貨物につきまして、あとで思ひぬ悪評を招いた例がございまして、そこで、それではいけないといふので、今から二年くらい前に何とか無理して輸出のほうの検査も抜

○藤野繁雄君 それから六十七條と六十九條ですが、これに輸出入の検査のことを書いてありますが、いろいろと輸出をする場合において輸出する物の検査を受けなくともならない。検査を受ける人も検査できない人が、検査をする人が輸出する場所におらないために支障を来たすやうなことがあると考へておられます。そういうふうなことで、折角外国貿易を奨励しておられるが、輸出するのには検査人がおらないために輸出できないといふやうなことは面白くないと思つておられますが、現在の税関の職員で輸出の検査に支障がないと考へておられるか。或いは今後輸出の検査について何とか対策を考へたいといふお尋ねであるか。その点お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 現在の陣容で輸出の検査を十分にできるかといふお尋ねでございまして、私どももいたしましては、最近のやうにだん／＼輸出品数なども小口になつて参ります。件数としては相当増して参ります。やうな場合には、現在の陣容でなかつた輸出検査を十二分にやるといふことはできないやうに考へております。実は今から二年くらい前までは、輸出につきましては、本当のところを申し上げますと、検査が殆んど十分にできておらなかつた。そのために税関の目を潜つて外国に出た貨物につきまして、あとで思ひぬ悪評を招いた例がございまして、そこで、それではいけないといふので、今から二年くらい前に何とか無理して輸出のほうの検査も抜

○藤野繁雄君 それから六十七條と六十九條ですが、これに輸出入の検査のことを書いてありますが、いろいろと輸出をする場合において輸出する物の検査を受けなくともならない。検査を受ける人も検査できない人が、検査をする人が輸出する場所におらないために支障を来たすやうなことがあると考へておられます。そういうふうなことで、折角外国貿易を奨励しておられるが、輸出するのには検査人がおらないために輸出できないといふやうなことは面白くないと思つておられますが、現在の税関の職員で輸出の検査に支障がないと考へておられるか。或いは今後輸出の検査について何とか対策を考へたいといふお尋ねであるか。その点お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 現在の陣容で輸出の検査を十分にできるかといふお尋ねでございまして、私どももいたしましては、最近のやうにだん／＼輸出品数なども小口になつて参ります。件数としては相当増して参ります。やうな場合には、現在の陣容でなかつた輸出検査を十二分にやるといふことはできないやうに考へております。実は今から二年くらい前までは、輸出につきましては、本当のところを申し上げますと、検査が殆んど十分にできておらなかつた。そのために税関の目を潜つて外国に出た貨物につきまして、あとで思ひぬ悪評を招いた例がございまして、そこで、それではいけないといふので、今から二年くらい前に何とか無理して輸出のほうの検査も抜

○藤野繁雄君 それから六十七條と六十九條ですが、これに輸出入の検査のことを書いてありますが、いろいろと輸出をする場合において輸出する物の検査を受けなくともならない。検査を受ける人も検査できない人が、検査をする人が輸出する場所におらないために支障を来たすやうなことがあると考へておられます。そういうふうなことで、折角外国貿易を奨励しておられるが、輸出するのには検査人がおらないために輸出できないといふやうなことは面白くないと思つておられますが、現在の税関の職員で輸出の検査に支障がないと考へておられるか。或いは今後輸出の検査について何とか対策を考へたいといふお尋ねであるか。その点お尋ねしたいと思ひます。

き検査ながらやつて行こうやないかといふことで、現在は輸出貨物につきましては、平均いたしまして、まあ税関によつて違ひますが、おそらく全国平均いたしまして輸出件数の二割方は検査を實行いたしておると思ひます。併しこの程度の検査では、実はいろいろなあとで問題が起きることもございまして、私どももいたしましては、できるだけ人員を増加して然る能率的に輸出の検査をいたしたいものと苦慮いたしておるわけでございまして、なかなか定員の関係で思ひやうに参らないのは遺憾であります。

○藤野繁雄君 一般的の品物の輸出或いは輸入と同時に、動植物だとか種子であるとかいふものの輸入については、この輸入の検査が十分でなかつたならば、病虫害が入つて来て、日本の食糧増産その他に非常に支障を来たして来ると思ひますが、そういうふうな動植物及び種子の輸入検査について、現在どういふふうになつておるか。或いは将来どういふふうなことを考へなくともいけないのか。病虫害防除といふやうな方面から一つお尋ねがあつたら承りたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 動植物の検査につきましては別個に法律がございまして、植物につきましては植物防疫法、動物につきましては家畜伝染病予防法と狂犬病予防法がございまして、それぞれこの検査は農林省の植物防疫所或いは動物防疫所において實行いたしておられます。その検査を経ましてから税関で更に通関の手続をすることになつておるわけでございまして、昔はそういう動植物の検査につきましては、税関におきまして一手でいたしておつた

○藤野繁雄君 それから六十七條と六十九條ですが、これに輸出入の検査のことを書いてありますが、いろいろと輸出をする場合において輸出する物の検査を受けなくともならない。検査を受ける人も検査できない人が、検査をする人が輸出する場所におらないために支障を来たすやうなことがあると考へておられます。そういうふうなことで、折角外国貿易を奨励しておられるが、輸出するのには検査人がおらないために輸出できないといふやうなことは面白くないと思つておられますが、現在の税関の職員で輸出の検査に支障がないと考へておられるか。或いは今後輸出の検査について何とか対策を考へたいといふお尋ねであるか。その点お尋ねしたいと思ひます。

ので、比較的人数もやりくりつきまして、十分にできたのでありますが、現在分れておりました、動植物の検査はもつぱら農林省のほうによつて行い、それで支障ないとなりましてから税関のほうの検査を受ける、こういうことになつております。

○小林政夫君 これは税関部長に言うことじゃないのだけれども、先ほどの質問で、海上保安隊の船というものが、今度できる保安隊ですね、この船も今の二十三条の適用を受けることになるか、保安法が設けられてあります。保安法を讀んだけれども例外規定がない。

○政府委員(北島武雄君) 昔、日本の海軍がありました時代に、確か軍艦につきましては別途免除規定があつたように私は存じておりますが、現在の保安隊の船につきましては、これは免除規定はございません。従つて若しそれが外国に往來する場合に、やはり關稅法の規定の適用を受けるわけでございます。

○小林政夫君 だから、それはあなたから一つ教えてやつて下さいよ。これは恐らく例外を設けておかなければならぬものと思う、保安隊の艦艇には、○政府委員(北島武雄君) よく研究いたします。

○委員(大矢半次郎君) 大蔵大臣が見えましてから、關稅法案及び關稅定率法の一部を改正する法律案の質疑は暫らく留保いたします。

○委員(大矢半次郎君) 次に外國為替銀行法案を議題といたしまして質疑を行います。

○前田久吉君 第十條の「大蔵大臣の

認可を受けて、当分の間」という、この問題で、この前、銀行局長さんから答弁を聞いたのですが、この外國為替銀行は、主として狙つておられるのは東京銀行といふことになるのでしようか、この点。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 別に東京銀行と申して、そういうふうに限つたわけではございません。まあ比較的東京銀行が、こういうふうな東京銀行から申請があるのじやないかと思われ、これはあるのじやないかと思われ、これは申請に基いてやりますので、実は東京銀行と決して限つておるわけではございません。

○前田久吉君 外國為替銀行は、現在の大蔵省では、特別に法案を出さなくとも、私は海外に支店を置く場合も別に不便もなし、それから外國に支店を置くに必要としないうちの支店が急に必要としないうちの支店、これを考へて、この点に多くの疑問を持つておるのであります。この「当分の間」ということは一年ぐらいたつたという銀行局長の御答弁があつたが、現在こういう大きな問題も起つておられます。大阪においてであり、また、従来一億くらいの枠の約手を割つておつた。ところが適格約手でもこれを理由としてだん／＼断つて行つておる。そういうしますと、最近のうちにまあ經濟恐慌に近い情勢では、ほかの銀行が受けるわけでもないわけでありまして、たまたま私どもの新聞の紙を作つておる工場で訴えて来ておるのですが、こういうことから相当大きな波紋が派生的に現れて来るんじやないか。殊に經濟恐慌に近い今日の金融の梗塞と申しますか金融の

引締め、これで一層こういう外國為替銀行のために又相當な被害者が現れるんじやないか。大蔵大臣は尤も經濟恐慌を望んでおられるわけではないと思ふのですが、相当今日の状況は經濟界は非常に悪いんであります。當分の間の一年という意味は、一年ぐらひは從來の營業を認めて行くというふうに私も承つたのですが、すでにそういうふうな、自分のほうは為替銀行になるんだ、從來の手の形も割引も抑えて行つてしまふんだ。そうすれば、代りの銀行があるかといへば、この頃の金融梗塞で、ありません。そういうところは、どう／＼倒れて行く。こういうふうな御意見を伺いたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 外國為替銀行法に基いて、実は國際的に太刀打ちのできるように外國為替銀行を育成したいというのが念願でありまして、現在、外國為替をやつておる銀行を圧迫したり、その營業を不利にするといつた考え方は毛頭持つていないのであります。従ひまして引続き業務をおやり下さることについては何ら差支えないこととあります。ただ私どもとしては、往年の、今の東京銀行と全然違ひますが、横浜正金銀行なり或いは台灣銀行、朝鮮銀行等が世界各地に支店も持つて、相當為替で活躍しておつた時分にくらべて、やはり一つの専門の技術を要する為替について、為替専門の銀行を育成して参ることが、一つとは限りませんが、二つでも三つでもいいのであります。望ましいのであります。ただ今までおやりになつておる銀行の營業業務を妨げようと制限しようとする考えは少しも持つておりませんので、この点、只今前田

さんの御懸念のような点は私は何も起らんと思ふのであります。ただ前田さんの最初のほうのお話のうちに、各普通銀行でも支店をそれ／＼持つておるのだから、それでもいいではないかといふようなお話も伺ひまして、これも一応そのもとのでございしますが、御承知のように、支店を世界各地に持つということが非常に必要なんでありまして、現在のところなか／＼そう参つておりません。やはり採算のとれる銀行は、自分の縁故で採算のとれる地には支店を作りますけれども、それ以外の所へはなか／＼持つて参らないのであります。従ひまして、やはり一つの為替銀行になりますと、例えば甲乙丙丁戊庚辛壬癸という店があつたと仮定して、そのうちの戊とか己とかいふものは、採算はとれないけれども、併しそれがあつたために甲乙丙丁等の店の活用を通じて利益が出て来る、従つて或る店のそういう部分の店があることが、例えば為替操作にしましても兼ねて来る、又、情報網を持つておるといふ点で非常に利益するので、やはりそういう意味からやつておるのじやないか。従ひまして、繰返し申します。現在、為替銀行業務をやつておる銀行にマイナスとなる不便をお与へる考えは毛頭持つておりません。このことは繰返し申上げておきます。

○前田久吉君 私、緑風会のほうでは大體議論が決まつておりますので、この問題は今質問いたしたいと思ふので、東京銀行そのものが、當分の間といふ局長のお答ににもかかわらず、すでに適格手形でも、もう為替銀行にな

るんだからと言つて預金者をいじめておる。これを私は申してあるのであります。若し東京銀行以外のところにおやりになるならば、それは私の質問が当たらないのですが、現在もうすでにそういうところが、而も重要な新聞の紙を生産しておる面が相當な押を持つておつてやつておるのにかかわらず、為替銀行になるという前提で、適格手形まで割れないようになつたとしたら、中小企業、諸会社は潰れて行かざるを得ません。これは非常な悪影響をもたらすことは言うまでもなく、大量の失業者も出て来るでしよう。健全な、もうこれなら大丈夫だといふ見通しを立てた会社でもそういうふうなやつて来ておる。為替銀行になるのだといふことにおいて、すでに出来るだけ平素の業務を縮めて、できるだけそういう手形の割引でも逃げて行こう。これは大に今日の金融梗塞のときには、これは非常に社會に影響する。そういうところに、この瀕死の状態に來たこの經濟界にも一つ問題を起すようなこととまでして、この為替銀行を無理に作ることはないのでないか。これはいろいろ議論はありますが、これはまあ識者の間でも、賛成論、反対論、いろいろありますが、一応私のほうで結論をつけておりますからこの問題はとやかく言いたくない。すでに自分のほうは為替銀行になるのだから、そういう弱い面を押えて行こうといふことにおいての私は相當……まあ當分、一年といふことを銀行局長は言つておりましたが、この間において相當私は問題が出て来る。というのは、東京銀行が拒否すれば、他の銀行で、それ／＼あつて割つてやろうといふような、肩替りするよう

な余裕のある銀行はありません。従来の習慣において、それ／＼長年の取引で割つておる。こういうところを私は今お伺いしておるわけです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは前田さんのおつしやることはよくわかるのであります。それは仮に今までの、東京銀行のみを予定してゐるわけでもございせんけれども、或いはこの頃の一一般金融引締めるときでありまして、のみならず、オーバー・ローンが、例えば去年の暮よりも一月が殖え、更に二月が殖えるというような状態になりましたものだから、従つてどこも引締めるのに多少そういう口実を作つておる点もあるのじやないかと思つておるが、併し、お話のとくに、その銀行がやらなければ、それじやどかかすやつてくれるかという、この節はいろいろな情勢から、なか／＼そうは行きませんわけでありまして、従ひまして、どうも銀行に大蔵省としてお前のほうで貸し出せというのをちよつと申すわけにも行きませんけれども、併し、向うのほうからもう少し、為替銀行になるのだからというこゝでいろいろなことをやらんとしますれば、為替銀行といえども各種のことをやらなければ、これはおのずから為替業務に重点を置く結果、自然の制限は受けますけれども、又、国内業務の制限は受ける、店舗の配置についての制限は受けることになりまして、併し、そういうことでは、やはり或る程度輸出為替を取扱うのにも、或いはそれが輸入を扱う会社であるとするれば、輸入為替業務を扱う関係から言つても、不利なことが起つて参

りまして、それから、まあ一つ一つの点をよくお話し下さいます。ただ一般に金融引締めの強化の際だものですが、この点の影響は免かれぬかと思ひますが、そういう内容のよいところが、資金の融通を受けるについて、新しくほかの支店なりほかの銀行なりに頼みにくい事情等をお話し下されば、相當の処置を取るのじやないかと私は考へるのですが、その個々の事情についてはちよつとわかりかねる点もございまして、御返事にならん点があれは、誠に申訳ないことと存じております。

○前田久吉君 それでは簡単にもう一つ……これはなぜ私がこういうことを質問しておるか申しますと、今、新聞協会のほうで新聞紙の輸入問題が起つておりました。直ちに困難なドルを出して輸入しなければならぬ。そういう為替銀行を作るためにそこで割引できる手形も割引してくれないので潰れた場合でも、この輸入量というものは又殖えて参ります。ドルを節約しようという政府の方針でおられるのですけれども、ドルを余計出すような方針にあるのか。私はこの点、政府のおやりになるところがわからないのです。この点は、去年も私はたび／＼申上げたのでありますが、根本において新聞紙の輸入せねばならぬ現下の客観情勢下で、而もドルを節約せねばならぬといふとき、洋紙メーカーにはできるだけ長期資金を賄つて健全なる増産をさせることを希望しておりましたが、現実には、中小メーカーの面倒については適格手形を使つて新聞洋紙の輸入をせねばならなくなる。問題は、洋紙メーカーの倒産と、それから起る種々のフリクショ

ンのほうが、より大問題であるということをお断案願ひたいのであります。○國務大臣(小笠原三九郎君) 前田さんのおつしやることはよくわかりました。一遍よく銀行局長から話を聞いてみまして、そういうことの実はないように……

○前田久吉君 実際のところでは……○國務大臣(小笠原三九郎君) 實際そういうことがあつては……、今お話のように、実は外貨も相当窮乏なんので、できるだけ外国の物を入れたくない。特にこの間は國産品愛用に關する通牒まで、閣議決定で出しているところでありまして、そういうわけでは、国内で生産可能なもので探算のとれるものがあるのに、只今のこんな不足のドルをなおそれがために使うというこゝとは、これは忍び得ざるどころでありますから、よく一つ相談いたしてみたいと思ひます。

○堀本謙三君 私は先ず議事進行で委員長にお伺ひしたいのでありますが、私は大蔵大臣のお忙しいこともわかつて、成るべく大蔵大臣の能率が上がるようにと思つて、今日一時半からお待ちしている。大体大蔵委員会はこれは大蔵省の所管事項が多いのですが、一体我々はそのうふうに如何なる場合でも政府の都合によつて審議をしないかやならぬという御意思でいられるのかどうか。委員長の御意見を先ず聞きたい。

○委員長(大矢半次郎君) お答えいたします。本法律案の審議に當つて、是非大蔵大臣の出席を求めたいと堀委員からの再三の御要望がありまして、その都度十分大蔵大臣にはお伝えしてあ

ります。是非繰合せて出席してくれと言つておりましたが、衆議院或いは参議院のほうの予算その他重要法案の審議があり、更に最近衆議院に本年度の第三次補正予算の審議等もありまして、なかなかこちらに出席する段取りには参りかねるのです。それで今日辛うじて短時間でもいいからして是非一つ出て頂きたいということで、繰合せて出席してもらつたわけでございまして、堀本謙三君 もう一度伺ひますが、大体この大蔵委員会は大臣が余り出席しないでも事務が運ぶようになってい

ると私は思ふ。ほかの委員会とちよつと違ふ。併し私は、大蔵大臣はお忙しいのだから、その点で或る程度の寛容さは持つておられますが、欠席することゝが常例になつていようでありまして、この委員会の進行振りを委員長として御満足ですか、御満足でしようか。

○委員長(大矢半次郎君) お答えいたします。私も甚だ満足でありません。その趣旨は十分大蔵大臣に伝えてあるはずであります。この際大蔵大臣から、今の堀本君の質問に対して御答弁を願ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) よくわかりました。堀本委員の御質問はよくわかりますが、私はそれに対して何も言つてゐるわけではないので、実は今も丁度質問者に指定されておりました。が、特に了解を得て、次の質問者との間だけ出させてもらいたいということであつた次第であります。勿論、大蔵委員会には平素大蔵省としての各種の法案が相当何かと御紹介になつておりますので、私たちは何えるだけ何うのが当然であります。大蔵として当然でありますが、予算がかかつていて時間の

ないということも一つ御了承を願ひたいと思ふのであります。

○堀本謙三君 私は大蔵大臣にその点でお聞きしたいのであります。今、大蔵大臣は、予算委員会が開かれてゐるうちは大蔵委員会には出席しないつもりですか。無論いいことはよくわかりますが、ほかの大臣が答弁している間ぐらひはこちらに出て答弁するのは當然だと思ひますが、それは肉体的に過重な点は重々お察しいたしますが、本国会が開かれてからは、私の記憶では一遍しかここに出ていない。あとは殆んど政府委員の答弁です。それで審議の行われるのは私もできるだけ我慢いたしますが、これは両方とも我慢しなければならぬと思ふが、我慢だけが我慢する理由ではないと思ふ。そういう点について委員長の口だけ言つたときに、大蔵大臣が委員長の意見を御尊重なさらないのじやないかという氣もいたしますので、改めて念のためにお尋ねいたします。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 委員長の御意見は勿論尊重します。なお私は自分の肉体的上の苦労はいけません。ただ物理的に時間が差障つたときには、これは御勘弁願ひうはかりません。

○委員長(大矢半次郎君) 大蔵大臣に申し上げておきますが、本委員会に、税関関係の諸法案、その他予算の裏打ちをなす多くの法律案が出ております。然るに大臣の出席が少いために、非常にこの審議に支障を來たしてあります。それは、或いは予算が通過しても、その裏打ちの法案は適當の期限内に通りにくいという事態が起らないとも限りませんから、こういう点も十分考慮下さいまして、できるだけ当委員会に

ないといふことも一つ御了承を願ひたいと思ふのであります。

○堀本謙三君 私は大蔵大臣にその点でお聞きしたいのであります。今、大蔵大臣は、予算委員会が開かれてゐるうちは大蔵委員会には出席しないつもりですか。無論いいことはよくわかりますが、ほかの大臣が答弁している間ぐらひはこちらに出て答弁するのは當然だと思ひますが、それは肉体的に過重な点は重々お察しいたしますが、本国会が開かれてからは、私の記憶では一遍しかここに出ていない。あとは殆んど政府委員の答弁です。それで審議の行われるのは私もできるだけ我慢いたしますが、これは両方とも我慢しなければならぬと思ふが、我慢だけが我慢する理由ではないと思ふ。そういう点について委員長の口だけ言つたときに、大蔵大臣が委員長の意見を御尊重なさらないのじやないかという氣もいたしますので、改めて念のためにお尋ねいたします。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 委員長の御意見は勿論尊重します。なお私は自分の肉体的上の苦労はいけません。ただ物理的に時間が差障つたときには、これは御勘弁願ひうはかりません。

も御出席願いたいと思います。

○国務大臣(小笠原三九郎君) これは是非ともどうしても通さなければならぬので、それは私の肉体的なことだけなら、これはお伺いいたします。ただ、これは一番堀本委員よく御存じだと思ふ。あそこで質問願ひがあつて、なぜ来んか、延ばしてしまふと言われて、やむを得ずしているわけですから、その辺の事情を御了察願ひたいと思ひます。

○堀本三君 実は外国為替銀行については、銀行局長から一応のいろ／＼お考え方を伺いました。併しこの法律自体が、非常に大蔵大臣の金融に対する行政方針によつて、ものがきまるというように、非常に広汎に任されておる。と申しますのは、先ほどの前田さんとの質疑の間でも癪えるのですが、要するに、何と申しますか、こういう自由は外国為替銀行ができるような法律案でありながら、差当り一行に大體きめて行こう、そして、その差当りというところがどういふような客観的なものを持つてゐるのか、実にわからない。要するに、この法律を読んだだけでは為替銀行とはこういうものであるというふうな法律案で、而も一つの為替銀行をお作りになろうとしておることが癪える。それならば、従来大蔵省でなすつたような輸出入銀行を作るのだ、輸出入銀行はこういう構成だといふふうなことを、端的にこの法律で癪えるようになつていないわけですか。

私はそういう点で、実にこの法律は、ずいぶん法律だと思ふのです。露骨に言へば、非常にずいぶん法律だといふふうに感じますが、併しまあ臨時金融制度懇談会である／＼御議論をなすつた問題

である。ところが臨時金融制度懇談会で、反対者の意見も、それから賛成者の意見も、いろ／＼なことを考慮して答申しているわけでございます。そういう点について、大蔵大臣として積極的に、先ず賛成者の意見についてはこれだけの処置をしたのだといふふうな御説明が、大蔵大臣からあつて然るべしではなからうか。私もそれを大蔵省のほうから参考に頂戴して、金融制度調査会の答申の内容を拝見しているわけでありまして、先ず第一に、賛成者といへども、なおこの原案を妥協とする意見には、特に次のような要望があつたといふことで、一、二、三といふものが書いてあるわけでありまして、これについて大蔵大臣はどういふふうな御処置をなさうとしておりますかといふことを、先ずお聞きしたいのであります。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 大体これは法律案そのものに今の御意見があつたのでなくして、今後の実行上の問題にかかつておるのでありまして、従つて先般この懇談会の席上で私が言つたのですが、法律はこういうふうにして国会で御審議を願ひ、国会のほうでこれが通りますれば、いづれ為替銀行の申請がありましよう。その為替銀行の申請が具体的にあつたときに、然らばこれをどういふふうな店舗の配置その他のことを考えるかといふようなことについて、これは、これはそれらの創立者と相談をするが、そのときにあなたの方の御意向とされておる点もできるだけ織込みましよう。但しこういう問題については、堀本さんもよく御承知のごとくに、自分ですでに為替をおやりになつてゐるかたもありま

ので、全部が全部一致しての御意見というものは容易に得られないのでありますけれども、多数の人の御意見をそのうちに織込んで、そして多数のうちにでき得るだけ不足のないような外国為替銀行を作りたい、かように考へておるのであります。法案自体については問題はない、この法文のことを直せばいいじやないかといふたような問題についての御議論であつて、この法律に基いてできる為替銀行についての御意見がむしろ多かつたかと思つておるのであります。今後それらは実情に即していろ／＼御相談をして参りたい、かように考へておる次第であります。

○堀本三君 実は大蔵大臣としては、法案ができてから運用面で考えられると言われるのでございしますが、これが私は、何と申しますか、内容が、この為替銀行が、どういふ為替銀行ができるのであるかという、具体的内容が書いてあればともかくなんです、非常に何と言いますか、原則的なことが書いてあるだけなんです。どういふ為替銀行ができるかというものが、具体的なものができていないのです。一例を挙げれば、専門銀行を育成するに當つては、一般外国為替銀行が、これと、その能力に

応じて充分に競争と補充の関係に立つといふふうなことが希望されておるのではありませんが、そういう点は外国為替銀行をお作りになる構成の上にも現われるのだといふふうに考えられます。そういうふうな点についてやはり明らかにして頂かなければならぬのじやなからうか。こういうふうな考えられる。で、すでにこうした金融界の積極的協力が得られるような考慮を払うと

いうことも、単に大蔵大臣が、この銀行がどういふふうなそういう金融界の積極的協力を得られるかといふことを、一つの構成にも現わせば現わし得るわけでありまして。それから消費者金融と生産金融との円滑なる連絡が失われるようなことのないようにといふことも、私は為替銀行の作り方によつてはできるのじやないか。これをすべて大蔵大臣は、法案成立後の行政運用に任すのだ、法案は先ず通してくれ、それから大蔵大臣が適當にこの趣旨を副つしやつても、これは本来言へば、こういうふうな内容が構成の上に考えられ、運用の上に考えられなければおかしいのであつて、そういう点について具体的な大蔵大臣の、こういうふうになるから趣旨が通るのだといふふうなお考え方を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) この外国為替銀行法は、御承知のごとくに特殊銀行を作ろうといふ考え方でないことは、これは堀本さん御承知の通りであります。一般の銀行、銀行と言つては語弊がありますが、普通の、特殊銀行でない市中銀行としてこれをつくるのでありますから、従つて、細かいことを、一々昔の横浜正金銀行条例とか、或いは台湾銀行法とか朝鮮銀行法とかいふような工合にきめるわけに参りませんので、これは仮に東京為替銀行等をつくりたい人があつて、大阪為替銀行を作りたい、或いは神戸為替銀行を作りたいといふ人があれば、これはそれに基いていろ／＼申請し得る建前になつておるのであります。それで今お聞きのことについていろ／＼お話

がございしましたが、これは私も現

在大体為替を扱つておる銀行が、直接ニューヨークその他に店がある分でも数行ございするし、現在十二の銀行がそれ／＼若干の為替業務をやつておられます。これらの為替銀行にはそれだけの能力の差がありますが、それだけのことに対して、別段にこれらに制約を加えるとかどういふことがなくして、十分にそれ／＼のかたも協力ができるように、(そんなならし)しないことは反対だと呼ぶ者あり)そして日本のほうと一緒にやつて行こう、こういうことでありまして、これは十分に競争と補充の關係に立ち得るようやつて行こう、こういう考え方があります。

それから、その次は、金融界の積極的な協力を得られるよう、この銀行をつくるに當つて、例えば長期信用銀行法がありまして長期信用銀行ができたときに、各銀行等が資本を出したり等

のことをいたしましたが、これは資本金を出したり、或いは重役を出すとか、主な人事についての相談を受ける、こういうこともやりたいといふような考え方、専門銀行の設立に當つてそういう措置をとりたい。これは主に資本及び人事についてであります。その次は、御承知のごとくに、昔は商社金融と生産金融とは、画然といふほどでもございせんが、よほど區別をされておりましたが、最近におきましては、やはり生産金融から始まつて商社金融と結び付いたような金融が多いので、これをものと為替式な考え方、でゆくよりも、生産金融と商社金融との連絡が失われないようにする、こういうことなのでございまして、その点について円滑な連絡が失われることの

ないように配慮してくれ。これは商社金融だから、生産金融だから、為替銀行では一切知らんということのないように、又生産金融をする面を、でき得るだけその為替関係の面をこの専門銀行に持込むように、こういうような意味で、これらの点をやつておるのではありません。従いまして、私も同じくは、これが有力な国際的に競争のできるような一つの為替銀行、つまり世界的に支店網を充実し、そして為替のエキスパートがそれ／＼役員なり支店長その他に配置されることになつて活動することになれば、当然この三つはそれ／＼の協力なり或いは連携なりが得られることと私は信じておるわけです。

○堀本三三 今、大蔵大臣のお話だと、如何にも法文の表面的な規定だけを逐われるようであります。併し卒直に申し上げますと、大体資本の額が十億円以上の株式会社、それから六条における一から三号までの業務内容を持つたものには全部お許しになるという規定じやなくて、四条でもつて大蔵大臣の免許を受けなければならぬ。而も大蔵大臣は「人的構成、事業収支の見込及び国際信用に関する見通し、経済金融の状況その他を勘案し、その者が外国為替銀行の業務を行うにつき充分な適格性を有すると認めた場合に限り、前項の免許をすることができ」と、殆んど大蔵大臣に包括的な権限を委ねているわけでございます。而も大蔵省の意図するところは、やはり現在においては一行を特に外国為替銀行として育成してゆこうという意図があるからこそ、この法案を出しになつたのだと私は思うのですが、その点、我

私はこういうことにつきましましては、よほど裏付けのある行政基準なるものが出来なくてはならないと思うので、そこで先ずお聞きしたいことは、そういうふうなことをおつしやるならば、先ず一行を差当りこの法律による為替銀行としてお許しになるお気持ちですか。数行をお許しになるお気持ちでございますか。

○國務大臣（小笠原三九郎君） これは第四条のような適格なものが参りますれば、二行以上でもこれを許す考えでありますけれども、日本の現在の状況から見まして、私はまだ二行以上はこういう申請は実は起つて来ないのじやないか。併しこれが三年たち、五年たち、日本の外国為替銀行が扱う分量が殖えて参りますれば、これはそういう一つの銀行が更に申請して来ることもあると思ひますが、現在の数字の上では、日本の銀行が相当たくさん外国為替を扱つておるのじやないか。併し事實は、例えばニューヨークその他へ行つてみると、ほんの数人おるだけで、外国銀行に頼んでおるのです。仕事を扱うというのとは表面のことになつて、日本銀行は扱つたことになつておるが、東京銀行は約五十人ほどの人がおるが、相当活発に仕事をいたしておるが、そのほかは實際に於いては余り御活動になつていないというふうな状況でありますので、これは独立後、間もなくで、占領中、外国の銀行が相当、特にアメリカ系の銀行が活躍した、そういう影響もございまして、今日においても仕事は引続きそういうところが實際においてやつておるという状況等もありますので、差向きそう数行申請をして来るものとは

考えておりません。

○堀本三三 参りますと、数行申請するものとは予期しないが、一行は早く是非つくりたいというお考えでございますか。

○國務大臣（小笠原三九郎君） これは繰返し申すようでありまして、一行に限りません。二行でも三行でも適格者があればこれを許す考えでございます。が、今見通しを言えとおつしやるのだけれど、見通しは少し、二行、三行はすぐにはむずかしいのじやないか。やはりもう少し年数が要するのじやないか。一行のみを政府の骨折でつくるという考えはございせん。外国為替銀行ができて来れば、そういうものができて来たら、申請を許そう、こういう考えでございます。

○堀本三三 次にお聞きしたいことは、一行だつたならば政府の何ら特別の助成なしに十分やつて行けるというお考えでございますか。

○國務大臣（小笠原三九郎君） 政府としては特別の何らの助成をいたさない考えであります。併しながら、こういうことはあるうかと思ひますから御承知を願ひます。例えば政府が為替銀行に、今、外貨を持つて、例えばアメリカのドルなど預託したしております。その取扱数量に応じて、多少預託金額に差はございまして、これはあるのが当然と私は思ひます。従いまして、資金の性質上の差は全然ございせん。例えば特別低利のものをやるのと、或いは長期のものをやるというふうなことはございせんが、資金の量にはその為替の量に応じて多少の差がある、こういうことはございまして、それから又、外国において国庫代理店をつく

るといふ場合が起るだらうと思ひます。国庫代理店もそう幾つも要りませんで、国庫代理店をつくる場合に、日本が持つておる外債の利払、利札等の払い、こういうことは、やはり一行でやることにならうと存じます。そのほか性質上の差があるものは何もやらない考えであります。

○堀本三三 その点、大蔵政府の金の預託及び支店の問題なんでもございまして、支店問題は、九条の場合に、外国為替銀行は、外国為替取引及び貿易金融上重要な地に限り、支店その他の営業所を設置することができ。この行政方針になつて参るわけですが、これがやはり問題になつて来ると思ひます。併し、一体この法律をお出しになる以上は、そういう支店その他の営業所を設置する必要があるのかかわらず、どうも外国為替を取扱つておる銀行が、思うように支店を設置しない、だからその点ではやはりこういう法律が要るんだ、そういうところには設置させるのだというふうな、何らかのお考え、目標がなければならぬだらう。こういうふうに私は考えます。

○國務大臣（小笠原三九郎君） これは、ちよつと一つ忘れましたが、今、堀本さん御指摘の外国為替銀行のほうには、国内での支店の営業所を少くさすかわりに、外国の為替取引とか貿易金融上重要な地には支店の設置を認めてやろう、こういう考え方をいたしておるのであります。併しながら従来でも、これは今もつと状況が違ひまするが、ニューヨークとかロンドンとか或いは上海等には、幾つかの為替銀行が店を出しておりますので、今後と

もその情勢と取引の内容において、ほかに許さないという考えは毛頭ございせん。このことは、はつきり申し上げておきます。ただ外国為替銀行には、そういう所に支店を作らせる、作つてもらう、そういう考えをいたしております。

又、多少お話の中に、ほかのほうでは少し、まあ不利な所とでも申しまするが、併し為替取引の上では重要な所、貿易金融上には重要な所、例えば南米というふうな所にはどうするか。こういう所には、私もやはり外国為替銀行としては店を作つてもらいたいというふうに考えておるのであります。又これは、例えばこの間のような生糸の関係、砂糖の関係、あいつたような事柄で、いろいろ貿易関係等において複雑な場合には、そういう一つの所でやつておれば、或る程度採算も可能になつて来るのじやないか、こういうふうに思ひます。或いはカナダのごときのも、今どこも支店を持つております。日加貿易の増進の上から見れば、あいつた所にも一つ支店を作りたいと言つて来れば支店を許可しよう、こんな工合に考えております。

○堀本三三 それで南米とかカナダとか、いろいろ今後の通商関係を見て設置する必要があるのかかわらず、今のままではできて行かないというお考えのようですが、これに対して政府の金を預託するということは、確かに大きな私は為替銀行の営業上の利益である。現在は少くともその点がなければならぬ、立つて行けないということもよくわかるんですが、そういう点ならばそういう点で、どうして、私はよくわからないのですが、大蔵大

臣がこの法律をお出しになる以上は、
そういふふうに國策遂行上必要だとお
思ひになるならば、はつきりと、どこ
へ許すなら許すんだ、それはさういふ
ふうな資本構成でやつて行くんだ、そ
うしてさういふ支店は是非必要なん
だ、さういふ特典は是非与えなくもや
國策遂行上支障があるんだといつたよ
うな点を、もう少しはつきりなすつた
らいいので、何だかこの法律の構成み
ずからが水みだいな法律で、内容がは
つきり具体化して来ない。形は具体的
なものを頭の上に置きながら、それを
如何にも一般的な外國為替銀行のよ
うな法律で押し出す、その間のどう
も私は矛盾點と申すか、あいまいさ
と申しますか、さういふものがはつき
りしない。これは局長に言わせるのは
お氣毒だと思つて実はやめたのでござ
います。大蔵大臣なら大いに金融政策
確立の上から、はつきりもう少し積極
的なものを、構想として具体的な行政
方針として持つておられる具体的な銀
行といふものを打ち出して頂けないだ
ろうか。さういふことなんでございま
す。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今お話
の点でございすが、これは堀木さん
も御承知のように、さういふ特殊のい
わゆる特權を持つた外國為替銀行を作
ること今日の國際情勢から見て穩當
でない、又實際においてそれでは仕事
もできないであらうと私は考えます。
従ひまして、一般の法律に基いて、そ
うして特別な特權を与えない。けれど
も、これは外國にある日本の為替銀行
の一つにそれは國庫事務を代理するこ
とは当然のことである。又、日本の
預金、今の外貨、特にドル預金のよう

であります、預けるときも、外國銀
行へも預けておるのであります、
又、日本の為替銀行にも一樣に預けて
おります。金額に差等のあることは御
承知おきの通りであります。これは、
この為替その他の取扱ひの數量その他
のことをいふ、勘案しましてこれは
預託をする、さういふことで、大体か
ら言ひまして、私は為替のいわゆる専
門家が専門的な技術を以て世界的に支
店網を以て活躍をすれば、今日の為替
情勢においては相當収益を挙げ得るも
の、特別な特權がなくとも収益を挙げ
得るものと、かように私は考えており
ます。

○堀木三君 その点は非常に獨斷的
になつて来たんですが、今おつしやつ
たうちで、専門銀行を作ること、國
際情勢なり現在の國內的な観点から適
当でないとおつしやる理由が一つ何で
あるか。と同時に、一方においては非
常に積極的に各支店網を整備充実に
参らなければならぬといふことが、
非常に現在の貿易振興の上から積極的
に非常に差迫つた必要性をお認めにな
るとすれば、さういふふうな具体的
なものとさういふふうにお考えになつて
おるかといふことを、もう少し御説明
願ひたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) どうも
言葉が足りなくて或いは御理解が行か
なかつたかと思つておりますが、言
ひ換へますと、昔のようにならぬ、
チャータードされた銀行、言ひ換へれ
ば台灣銀行であるとか正金銀行である
とか或いは朝鮮銀行であるとかいつた
ような工合に、特殊のいわゆる特權銀
行があるといふことは、今日、國際開
係上どうか。又これは恐らくこの國

もさういふものを言はないであらうと
思ひます。併しながら一般の市民銀行
として外國為替銀行があつて、その銀
行が特別な法律その他の、これは法律
に基いてはおりますけれども、これ
は自分ひとりの独自の法律に基いてお
るのじやないもので、さういつた準拠法
に基いてだけやつておる銀行だけにや
るということであるなら、これは對外
關係その他でも大変よいんじやない
か。又仕事をいたします上からみて、
できるだけ支店が広くなり、それが
為替活動を助けるゆゑんである、為替
機能が発揮せしめるゆゑんになります
から、銀行自体がやはり店を進んで置
くようになるだろう、さういふふう
も考えられますので、私はさういふ
の点については、私の言葉が非常に足
らんかも知れませんが、一般市民銀行
であつて外國為替の専門銀行ができま
すことは、非常に日本の現状からみ
ても、又國際環境からみても、どの
感情も損はずに、而も仕事も十分に
て行くのじやないか、かように考えま
す。まあ中には、今幾つも為替銀行が
あるじやないかと言われますが、今の
為替銀行としてあります分は、これは
私の言葉が少し過ぎるかも知れませ
んが、大体片手間にやつておる銀行であ
りまして、片手間では、もう今日の國
際的な、とても為替銀行としての機能
は果せません。さういふ点から、さう
いふ片手間でなく、専門に為替をやる
銀行ができて来るということが望まし
い。但し繰返し申すやうであります
が、これが東京為替銀行となつたとき
に、大阪には大阪為替銀行ができるこ
とは、これは何ら差支ないことであ
りまして、或いはこれは横浜にも往年

正金銀行があつたので、横浜銀行を作
らうという氣運があつて、この本件
の條件を具備したものが出て参ります
れば、勿論許可するにやぶさかではござ
いません。

○堀木三君 大蔵大臣のお話を聞い
ていふと非常にうまいのですが、一方
は特別な育成はしない、併し支店は全
國に、世界各地に設けるやうなお話で
す。然るに、為替銀行法という法律が
できれば自然になるやうに言われる。
而も一方においては、さういふ國內と外
國の為替銀行との關係なんだから、余
り特別措置は必要じやないとおつしや
る。さうすると、私はこの二つが何だ
かやはりそこに問題がある。つまりそ
ういふふうな前段のやうな御考慮だ
と、後段のやうな目的が達せられない
といふことが私は常識だと思ふ。又後
段のやうになさるうとすれば、前段の
政府の助成が特段のものでなければで
きない。で、それが現実であるにか
わらず、その現実を無視した議論をな
されるやうなものでして、それが尤も
しく聞えればいよいよにお考えかもし
れないが、さういふ私には尤もしく聞
えないんです。それで、そこにこの為
替銀行の悩みがある。併し差当りはこの
程度の支店を置けばいいんだ、この
程度の取引があればいいんだ、だから、
ここと、こことこを置くのについて
も、やはりこの程度の法律と、この程
度の政府助成で、先ず充足する、さう
いふ具体的な御説明がなければ、片一
方は非常に理想的な言論をなさつて、
片一方ではそれをさう行かないやうな
説明をなさつておられる、さういふ
うに考えます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは
どうもさういふふうにとれるかも知れ
ませんが、これは堀木さん御承知のよ
うに、また日本が通商航海條約を、一
体どこの國とどの國と日本は作つて
おるのだ、さういふことを見ますと、
アジア地方においても、まだこれはイ
ンドでしか、一つぐらいいで、まだど
この國ともできておりません。例え
ば米の關係から言へばタイのお米が必
要になりまして、ゴムの關係から言へ
ばシンガポールにも必要になりまし
う。砂糖その他各種の關係から言へば
インドネシアにも必要になりまし
う。或いはそのほか各種の關係でフ
リッピンのマニラその他にも必要とな
ります。さういふこともいろいろあ
りますけれども、まだ通商航海條約の
できんうちにさういふことをやるのだ
といつて見ても、これは御理解が行く
はずもないものだから……さればとい
つて、さういふことを目標にして、こ
れは半年か一年で必ずできるものと
考えるから、そこで私が話しておる
ことは、私は別に堀木さんを尤もらし
いことで納得させようといふので口を
きわめておるのではない。つまり事實
を申し上げると、まあ先に行くと、さ
ういふ國と通商航海條約ができるから、
さういふことで支店ができて行く。こ
れは以前そこに支店があつたのですか
ら、さういふところがだん／＼とでき
て行く。今だけでありまして、僅かに支
店を置く得るころは、まあニューヨ
ークとボンベイぐらゐのところであり
ますが、あとはまだそこに條約ができ
ておりませんから置く得ない。さうい
うような点で、一応法律と、先に行つ
ての結論的なものと、少し違つて来る
のは、どうも止むを得んじやないか。

私が申し上げておるのは、しまいのほうの、あなたの言う後段に属する分は、この法律が狙つて二、三年先のものを合めて言つておるのでありまして、でき上つて直ぐそういう支店網が充実するとは何ら申し上げる意味ではございませぬ。ただ法律は長いものですから、この法の精神から言えばそういうふうにいいたしたい、こう申し上げておるのであります。

堀木三君 その点もやわかるのですが、そこにこの法案のなぜ緊急性があるかという問題と、どうしても現在為替銀行法が要するというものの議論が出て来ると私は思ふのです。それには、やはり大蔵省自身の行政方針をはずきりして頂くことが、その問題を解決して行くゆゑなんだ、こう思つて実はお聞きしておるのでございます。

ちよつと委員長にお聞きしますが、予算委員会から呼びに来ておるようですが、大蔵大臣は向うにおいでになることにいたしますか。或いはここで大蔵大臣を予算委員会に渡さないで、大蔵委員会が予算委員会と同じように頑張りますか。どつちにいたしますか。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて。
【速記中止】
○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下さい。

都合によりまして外国為替銀行法案の質疑は本日はこれにて中止いたします。次に関税法案を議題といたします。質疑を願います。
○政府委員(北島武雄君) 先ほど小林先生から御質問の、還付加算金の第十三条の規定によりまして「当該関税又は滞納処分費が納付された日の翌日か

ら還付のため支払う日までの期間」とありますのは、あとで国会で御審議願うことになりました国税収納金整理資金に關する法律におきまして、国税徴収法の同様の規定を「支払い決定をなす」と改めておりますので、この還付加算金の点につきましては、あとで国会で御審議願うことになつております。国税収納金整理資金に關する法律の附則におきまして、関税法のこの十三條を修正して頂くよう衆議院のほうにお願いする予定でございます。何とぞ御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。
【異議なし】と呼ぶ者あり
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。
○野澤勝君 この際、意見を述べて本法案に賛成をいたします。と申しますのは、先ほど質疑の中にありました通り、特に本法第三十八條、税関長の権限、これは広汎に亘る権限を与えておるようになつております。特に先ほど指摘いたしましたような名古屋精糖工場設置問題等々の問題が起つて今日物議を起してあります。更にかようなことが各地において行われるという場合は、本法案の趣旨目的を達成することが容易でないと思ひます。こういう点において、先ほど税関部長から特に考慮をするという答弁がありましたので、私はそれ以上の質疑をいたしませんで、よつて先ほどの反省の点を十分今後留意されまして、この三十八

條、税関長の権限行為等に対しまして万遺憾なきを期して頂きたいというところを申し加へまして、本案に賛成するものであります。
○小林政夫君 私賛成いたします。ただ質疑の過程において税関部長に注意をしたように、第二十三條の規定を、今度提案されておるいわゆる海上自衛隊ですが、自衛隊については除外例を設ける必要がある、こういう点を指摘して原案に賛成をいたします。
○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。
【異議なし】と呼ぶ者あり
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。関税法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。
【賛成者挙手】
○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
藤野 繁雄 白井 勇
小林 政夫 山本 米治
青柳 秀夫 土田國太郎
岡崎 眞一 野澤 勝
木内 四郎 堀木 鐘三
○委員長(大矢半次郎君) 本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十分散会

三月二十日日本委員会に左の事件を付託された。
一、揮発油税軽減に關する請願(第一七六七号)(第一八一九号)(第一八三〇号)(第一八六八号)
一、電源開発設備資金増額等に關する請願(第一八〇二号)
一、配当所得の源泉徴収税率引下げ等に關する陳情(第四九六号)
一、揮発油税軽減に關する陳情(第五二〇号)
第一七六七号 昭和二十九年三月五日受理
揮発油税軽減に關する請願
請願者 松山市北持田町一三一 愛媛県旅客自動車協会 内 小坂伝之進 湯山 勇君
紹介議員 湯山 勇君
揮発油税は、一キロリットル当り一万一千円徴収されているが、揮発油の使用量は年々増加の一途をたどり、揮発油税の徴収実績は常に予算を上回る状態である。しかるに今回の税制調査会の答申案によると、更に一割方の値上げを意図しているが、これは公益事業として経営上幾多の困難に堪えてゐるバス事業界のみの不幸ではないから、むしろ揮発油税を一キロリットル八千五百円に軽減せられたいとの請願。

十日受理
揮発油税軽減に關する請願
請願者 滋賀県大津市榊屋町一 〇 後藤 徳次
紹介議員 村上義一君
この請願の趣旨は、第一七六七号と同じである。
第一八六八号 昭和二十九年三月十一日受理
揮発油税軽減に關する請願(三通)
請願者 静岡県三島市四四四 豆鉄道株式会社専務取締役 大場金太郎外二名
紹介議員 小林武治君
この請願の趣旨は、第一七六七号と同じである。

第一八一九号 昭和二十九年三月十日受理
揮発油税軽減に關する請願
請願者 静岡市藤原町一ノ七一 静岡鉄道株式会社取締役社長 川井健太郎
紹介議員 小林武治君
この請願の趣旨は、第一七六七号と同じである。
第一八三〇号 昭和二十九年三月

電源開発は、わが国の自立経済達成上不可欠の緊要事項として、今日まで強力に推進されてきたところであるが、新規発電設備が従前のものに比し著しく高価となつてゐる現状に鑑み、電源開発工事予定計画の遂行に關する電源開発関係財政投資の増額と、日本開発銀行貸出し金利の引き下げを實現せられたいとの請願。
第四九六号 昭和二十九年三月五日受理
配当所得の源泉徴収税率引下げ等に關

する陳情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内

三ノ一四東京商工會議

所会頭 藤山愛一郎

昭和二十九年の国税改正に關して(一)配当所得の源泉徴収税率については、これを十パーセントまで引下げること、(二)同族会社の積立金課税につては、青色申告をみとめられるものにはこの課税を全廃すること、(三)輸出所得の一部控除制度については、輸出対価に対する控除割合をプラント輸出にかぎらず一般にさらに高めて制限を廃止すること、(四)価格変動準備金制度については、後入先出法を他の評價方法による場合と同様に取り扱うこと及び受取書の印紙税免税点を五千円程度まで高めること等の実現を期せられたとの陳情。

第五二〇号 昭和二十九年三月十日受理

揮発油税軽減に關する陳情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内

三ノ四社団法人日本乗

合自動車協會長 伊能

繁次郎

揮発油税は、現行一キロリットル当り一万一千円であるが、政府はこれを一万三千円に引き上げようとしていることは産業を圧迫し、ひいては物価の値上りをきたし国民經濟の窮乏をきたす結果となるから、本税を現行通り一万一千円にすえ置かれないとの陳情。

昭和二十九年四月一日印刷

昭和二十九年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局